

平成27年第1回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成27年3月11日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成27年3月11日

~~~~~  
4. 出席議員（15名）

|            |                  |
|------------|------------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学          |
| 3番 時光 良造   | 4番 民法 正則         |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹        |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦         |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎       |
| 12番 中原 裕侑  | 13番 尺田 公造 (途中退席) |
| 14番 佛圓 大源  | 15番 南田 秀夫 (途中退席) |
| 16番 馬上 勝登  |                  |

~~~~~  
5. 欠席議員（0名）

~~~~~  
6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |       |
|-------|-------|
| 町 長   | 三村 裕史 |
| 副町長   | 立花 隆藏 |
| 教育長   | 林 保   |
| 総務部長  | 内田 充  |
| 民生部長  | 清代 政文 |
| 建設部長  | 森本 昌義 |
| 教育部長  | 藤森 孝弘 |
| 総務部参事 | 石井 節夫 |
| 総務部次長 | 岩田 秀次 |
| 民生部次長 | 光本 一也 |

|        |      |
|--------|------|
| 建設部次長  | 民法勝司 |
| 教育部次長  | 三村伸一 |
| 企画財政課長 | 宗條勲  |
| 商工観光課長 | 時光良弘 |
| 税務課長   | 貞永治夫 |
| 福祉課長   | 加島朋代 |
| 住民課長   | 西村隆雄 |
| 健康課長   | 隼田雅治 |
| 生活環境課長 | 中井雅晴 |
| 開発指導課長 | 林武史  |
| 上下水道課長 | 沖田浩  |
| 生涯学習課長 | 中村憲治 |
| 会計課長   | 光本琴音 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 立花一郎 |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第1号）

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1号 熊野町地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例案について
- 日程第 7 議案第 2号 熊野町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例案について

- 日程第 8 議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 5 号 熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 6 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 議案第 7 号 熊野町行政手続条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 13 議案第 8 号 熊野町立保育所条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 14 議案第 9 号 熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 15 議案第 10 号 熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 16 議案第 11 号 熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 17 議案第 12 号 熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 18 議案第 13 号 町道の路線認定について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長(馬上) ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第1回熊野町議会定例会を開会いたします。

報道機関から写真撮影等の申し出がありましたので、許可いたします。

これから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番大瀬戸議員、7番藤本議員、9番山吹議員の3名を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） これより日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より20日までの10日間をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より20日までの10日間とすることに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。暫時休憩します。

（休憩 9時32分）

（再開 9時34分）

○議長（馬上） 会議に先立ちまして、一言申し上げます。

甚大な被害をもたらした東日本大震災から本日で4年を経過いたしました。震災により亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。御起立よろしくお願いいたします。黙祷。

（黙祷）

○議長（馬上） 黙祷を終わります。御協力ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議会事務局長（立花） 諸般の報告をいたします。

昨年12月18日、安芸地区衛生施設管理組合の第2回定例議会が開催され、議長が出席いたしました。主な議案は、平成25年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計の歳入歳出決算認定、平成26年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計の補正予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

12月20日、熊野町身体障がい者福祉大会が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1月9日、広島県町議会議長会の定例議長会議が開催され、議長が出席いたしました。主な議題といたしまして、平成26年度自治功労者表彰や、町議会議員研修会等について協議を行いました。

1月10日、一般国道185号休山新道の起工式が阿賀中央公園で開催され、議長が出席いたしました。

1月11日、平成27年熊野町消防出初式が町民グラウンドで開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。また、同日、成人を祝う会が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

2月1日、北広島町合併10周年記念式典が千代田開発センターで開催され議長が出席いたしました。

2月2日、広島県後期高齢者医療広域連合会の平成27年第1回定例議会が開催され、議長が出席いたしました。主な議案は、広域連合監査委員の選任のほか、平成27年度一般会計予算などで、いずれも原案のとおり可決されております。

2月8日、第41回熊野駅伝大会が開催され、議長が出席し、閉会式での挨拶と表彰状の授与を行いました。

2月19日、平成26年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会がKKRホテル広島で行われました。研修会では、午前、広報・編集コンサルタントの芳野政明氏による、各町の議会広報紙に対する講評が行われ、午後からは、「町村議会を取り巻く諸情勢」と題しまして、全国町村議会議長会議事調査部長の三宅達也氏から講演をいただきました。

2月24日の午後から、安芸地区衛生施設管理組合の平成27年第1回定例議会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、組合経費の負担方法や、平成27年度の一般会計及び特別会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

組合議会終了後、平成27年度第1回安芸地区消防運営協議会が開催され、議長が会議に出席いたしました。主な議題といたしまして、平成27年度の安芸地区における消防事務運営経費について、原案のとおり承認されております。

2月27日、議会全員協議会が開催され、報告案件5件、協議案件2件が協議されました。

3月5日、議会運営委員会が開催され、第1回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

また、同日、広島県中央地域振興対策協議会が開催され、議長が出席し、東広島・呉自動車道を視察されました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されていますので御紹介いたします。事前に配付しております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

1月26日、「地球社会建設決議に関する陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏から提出されております。

2月2日、「電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書」が、一般社団法人広島電業協会会長神出亨氏から提出されております。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、施政方針を行います。

平成27年度の予算編成に当たり、町長から施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 平成27年3月定例会に際し御参集をいただき、心から感謝を申し上げます。

町長就任から7年目を迎えました。この間、議員の皆様からさまざまな御指導をいただくとともに、さまざまな機会を通じて、住民の皆様から町政に対する御意見や御要望を直接伺ってまいりました。平成27年度は、隔年で実施させていただいております地域懇談会の開催年でございます。引き続き、皆様の御意見・御要望を伺い、町政の運営に反映できるよう取り組んでまいります。町政を取り巻く環境は目まぐるしく変化をしておりますが、こうした地に足をつけた活動を今後も大切にしていきたいと思います。

さて、早いもので、東日本大震災から4年目を迎えましたが、いまだ復興が見通せない状況にあります。また、広島市の豪雨災害など、自然の猛威を目の当たりにし、改めて災害に強いまちづくりが喫緊の課題であると認識を強くしたところでございます。

議員各位はもとより、住民の皆様から、引き続き御理解と御協力をいただきながら、本町が目指す将来像「ひと まち 育む 筆の都 熊野」の実現に向け、町政のかじ取り役として、今後とも、鋭意、町政の運営に取り組んでまいります所存でございます。

それでは、平成27年度の予算案並びに諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の所信及び町政の基本方針を述べさせていただきます。

はじめに、町政を取り巻く経済・社会情勢について申し上げます。

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、原油価格の下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくものと期待されております。しかしながら、消費税率引き上げに伴う物価の上昇などにより、個人消費に弱さが見られることや、海外の景気の動向に影響を受ける不安も指摘されており、町財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にあります。

次に、政府は昨年12月、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。

この中では、世界に類を見ないスピードで進行している人口減少・超高齢社会の原因を、少子化と首都圏への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げております。今後、国と地方が一体となり、中・長期的視野に立った総合戦略を推進することとなります。

それでは、このような経済・社会情勢を念頭に置いて、平成27年度の取り組みにつきまして申し上げます。

平成27年度の当初予算案におきましては、第5次熊野町総合計画後期基本計画策定において検討を想定する「ブランド戦略」を見据え、総合計画に定める政策体系ごとに重点配分を行うなど、事業の選択と集中を図ったところでございます。

その中でも、西公民館の移転改築を中核事業とした都市再生整備事業などによる「暮らしの基盤が整ったまちづくり」、生活福祉交通の運行や生活道路の改良などによる「日常生活を快適に暮らせるまちづくり」、子育て支援の充実や学校施設の耐震化などによる「子どもが健やかにたくましく育つまちづくり」、防災・減災対策の強化などによる「安全に安心して暮らせるまちづくり」など、重点的に推進することにしております。それぞれの施策を通じ、最小の経費で最大の効果が上がるように努め、住民の満足度の高いまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

また、地方創生のための取り組みにつきましても、これまでの積み重ねをベースに、筆の都の魅力をさらに高め、定住・交流人口の維持、増加に努めてまいります。

本町や熊野筆の知名度は、なでしこ効果により一層高まり、町民を挙げてなでしこジャパンを応援する機運が高まりましたし、プロの選手との交流などを通じ、児童・生徒もよい刺激を受けたことと思います。本年は女子サッカーの世界カップ開催年でありますので、まちの活性化に向けた取り組みの一環として、代表選手を再び招き、町民との交流の機会をぜひとも設けたいと考えております。

加えまして、昨年12月に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に基づき、国の補正予算により措置された「地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、プレミアム商品券の発行等により消費喚起を促す経済対策を講じるほか、地域創生の取り組みに係る経費について、本年度の補正予算に計上した上で、これらを平成27年度当初予算と一体的に執行してまいりたいと考えております。この補正予算によるものも含め、各部門ごとに取り組みの一端を説明させていただきます。

まず、総務部門でございます。

住民対応等を行うシステムについては、平成28年度から廿日市市や江田島市など5市町と共同利用する、いわゆるクラウドと呼ばれるシステムを利用することとしております。このクラウドシステムの共同利用により、他市町との共通化、経費削減、災害時における業務継続化などのメリットを見込んでおり、円滑な導入・運用に向けて取り組んでまいります。

次に、生活福祉交通「おでかけ号」につきましては、利用状況が増加傾向にあり、日常生活における移動手段として期待されていることから、引き続き運行してまいります。

次に、筆産地の歴史と文化を生かした出会いと交流のあるまちづくりでございます。

昨年、開館20年を迎えた筆の里工房は、一部老朽化が進み、計画的な改善が必要となっておりますが、平成27年度においては、外壁等の改修工事を実施いたします。

次に、定住交流の促進でございます。

人口減少が進む中、人口を維持するための施策の展開として、定住交流の促進を図り、地域振興における地域のつながりの強化、人材育成による住みやすい環境づくりに努めてまいります。また、筆文化を生かした観光推進事業、国際交流事業などの取り組みも積極的に広げ、町の魅力を発信することにより、交流人口の増加と定住人口の維持につなげてまいります。

商工業の振興策としては、商工会のプレミアム付買物券の発行を支援し、町内小売店での消費喚起を図ります。また、筆産業の振興につきましては、熊野筆の情報発信を中



心とした事業の展開を行い、地域産業の継承を支援してまいります。これら商工業、筆産業の振興の取り組みは、国の補正予算により措置された地域住民生活等緊急支援交付金を活用して実施してまいります。

次に、安全に安心して暮らせるまちづくりでございます。

昨年8月、豪雨により発生した広島土砂災害は甚大な被害をもたらしました。豪雨の位置が少しでもずれていれば本町も甚大な被害をこうむっていた可能性があります。今回の災害を教訓に、より一層、防災・減災対策に取り組んでまいります。

まず、夜間の避難訓練を実施する予定でございます。日中の訓練に比べ危険度が増しますが、想定訓練とは違う貴重な経験や課題を共有することができるものと考えますので、関係機関等と連携し、安全を十分に確保した上で実施することといたします。

また、学校などの指定避難所まで相当の距離がある新宮地区において、避難所へ直接向かうことが困難な付近住民が一時的に退避できる一時避難施設を整備し、消防や自主防災組織等による段階的な避難誘導活動が円滑に行えるよう環境を整えます。

その他、自主防災組織の活動支援、防災フェアの開催、自治会単位での防災訓練等を実施するほか、啓発活動も強化して、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、民生部門でございます。

まず、現在、全国で準備が進められている「社会保障・税番号制度」、いわゆる「マイナンバー制度」は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であるとされております。本年10月には町民の皆様個人番号が通知され、平成28年1月からは順次、社会保障や税などの分野での利用が開始される予定であることから、本町でもこれに対応できるよう準備を進めてまいります。

次に、都市再生整備事業では、多世代交流の場を提供し、活力ある生活拠点の創造を図るため、西部ふれあい広場の整備及び大型遊具の整備を実施いたします。

子育て支援策におきましては、4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に向け策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、乳幼児の教育・保育の総合的な提供や、地域における子ども・子育て支援の充実を図り、子育てを社会全体で支える環境づくりに取り組んでまいります。

母子保健では、健やかな妊娠、出産、育児の支援として、妊婦健診、乳幼児健診や育児相談、乳児家庭全戸訪問事業などを実施し、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進を図ってまいります。

保育所においては、現在、基本的な保育のほかに多様なニーズに対応するため、特別保育を実施しておりますが、早朝の延長保育については、現在実施している保育園に加え、新たに二つの保育園でも開始するとともに、年度途中で待機児童が発生することのない体制を整えてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、対象学年を4年生まで拡大するとともに、土曜日や夏休みなど長期休暇中の開始時間を30分繰り上げ、朝8時から開始いたします。

子育て世帯への経済的な負担軽減策につきましては、小・中学生の入院医療費と、小学校就学前の子供を対象とした医療費の無償化を引き続き実施してまいります。また、保育料につきましては、算出基準を変更しますが、料金が大幅に上昇することのないよう激変緩和措置を講じます。

町民の健康は、まちづくりの根幹をなします。広島国際大学との連携を一層深め、健康増進計画「健康くまの21」、「食育推進計画」をもとに、町民みずからが食と運動を中心とした健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、健康診査やがん検診、健康教室、各種相談事業を充実してまいります。

感染症に対しましては、正しい知識の普及啓発・受診勧奨を実施し、予防接種を受けやすい体制の整備に努めます。

高齢者施策でございますが、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年を見据えて策定した「熊野町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、地域住民が主体となり運営する介護予防（認知症予防）事業を推進し、また、新たに事業実施が位置づけられた認知症総合支援事業や生活支援サービス充実のための仕組みづくりに取り組めます。

障害者施策につきましては、聴覚障害者のための意思疎通支援として、昨年11月から開始している要約筆記者派遣事業の普及や、自宅の浴槽での入浴が困難な身体障害者への訪問入浴サービスを新たに開始するなど、「第4期障害福祉計画」に基づき、障害者の日常生活の支援に努めてまいります。

高齢者及び障害者施策においては、地域での活動や自主活動グループに対する支援、社会参加活動の促進を図るとともに、ボランティアの協力を得ながら地域と一体となり事業を推進してまいります。

また、当初予算への計上には至っておりませんが、社会福祉法人あゆみ会が予定するグループホームの整備に対し、支援を行ってまいります。

環境対策としましては、家庭用生ごみ処理機の購入や公共下水道認可区域外における浄化槽の設置に対する助成を引き続き実施し、ごみの資源化及び公共用水域の水質保全を図るとともに町民の環境意識の高揚に努めてまいります。また、公害対策として、町内各所における大気、騒音及び水質の測定、調査を引き続き実施することにより、公害の発生を未然に防止し、良好な生活環境が保たれるよう取り組んでまいります。

次に、建設部門でございます。

まず、町内の県道整備状況ですが、県道矢野安浦線の熊野町役場前交差点の改良工事は、この3月に完成の予定となっております。また、川角から呉地方面に向かう工事区間につきましては、新年度も引き続き用地買収が実施される予定でございます。

県道瀬野呉線につきましては、新宮地区の交通安全施設等整備事業について、新年度も引き続き用地買収が実施される予定です。また、熊野黒瀬トンネル入り口付近から新宮方面に向かうバイパス整備につきましては、本年度から用地買収に着手する予定となっておりますが、広島市における土砂災害の影響により、新年度からの着手となっております。

砂防事業につきましては、雲母川における通常砂防事業におきまして、引き続き用地買収が行われる予定でございます。

次に、生活道路の整備につきましては、堂ヶ迫呉地奥線の改良工事を実施するほか、地元住民の要望を踏まえて、出来庭地区や中溝地区の局部改良工事を実施してまいります。

これまで継続的に整備しております熊野団地内の側溝整備事業につきましては、引き続き都市再生整備事業として推進してまいります。

道路インフラの老朽化対策につきましては、国の補助金を活用して、馬橋などの補修工事や点検を実施するとともに、損傷が著しい町道の舗装修繕工事を実施して、道路網の安全性を確保します。

また、国の補正予算による交付金により、老朽化する橋梁の維持修繕工事を推進するため、本年度3月補正により繰越明許費を計上しており、新年度予算と一体的に整備し、橋梁の安全性を確保してまいります。

次に、林業振興対策事業として、引き続き「ひろしまの森づくり事業交付金」を活用し、新宮地区の竜王山山頂から海上側方面の山道整備を行います。

都市再生整備事業を活用し、子育て世代に憩いの場を提供するため、熊野団地内の各

公園及び緑地に遊具やベンチの設置を行うとともに、東山地区の法面を緑地広場として整備いたします。

次に、平成25年度に行った道路附属物の点検結果を踏まえ、老朽化した交通安全施設や道路照明の修理、更新を行ってまいります。また、西公民館の移転先の南側にある駐輪場に屋根を設置し、バス利用者の利便性を高めます。

子育て世代定住促進助成金事業についても引き続き実施し、子育て世代の定住を促進することにより、人口の維持、地域の活性化を図ってまいります。

次に、公共下水道事業でございますが、引き続き、新宮地区の一部、出来庭地区の滝ヶ谷団地及び萩原地区の一部におきまして、約8.7ヘクタールの整備を予定しております。

また、上水道事業では、高所配水団地水道施設である城之堀団地の整備を引き続き行うとともに、新宮、初神、呉地及び川角地区において未給水地区の整備を行うほか、熊野団地内の老朽管を計画的に変更してまいります。

次に、教育部門でございます。

安全・安心な教育環境の充実のため、国の学校施設環境改善交付金を活用し、熊野中学校南校舎の耐震補強及び大規模改造工事を実施してまいります。これにより、学校施設の耐震化が完了いたします。

また、熊野第二小学校南校舎の屋上防水工事及び熊野第四小学校体育館の屋根改修工事を実施し、教育環境の改善と施設の保全を進めてまいります。

児童・生徒の学力でございますが、着実に向上しております。熊野町学力検査など、町独自の取り組みを引き続き実施するとともに、学校支援員や生徒指導相談員のほか、家庭教育支援アドバイザーや配慮児童支援員の配置により、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな学習指導や生活指導を実施してまいります。

生涯学習につきましては、西部地域における生涯学習と三世代交流の拠点施設として、平成28年4月1日の供用開始を目指し、西公民館の移転改築工事を行います。

また、福祉避難施設に指定されている町民会館及び西公民移転後の新たな施設に、太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、災害時の電力を確保してまいります。

「くまどく」につきましては、これを一層推進するため、国の補正予算により措置された地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、読み聞かせや読書環境の整備を図るとともに、関係団体と連携し、家庭読書推進の啓発に努めてまいります。

家庭教育、青少年教育の一環としての、小学生を対象とした子供の居場所づくりにつきましては、国際交流など、いろいろな体験をする放課後子供教室事業を充実してまいります。

生涯スポーツにつきましては、老朽化している熊野町民グラウンドのナイター照明設備及びフェンスを改修するとともに、グラウンド面の雨水排水機能の調査を行うなど、社会体育の拠点機能を高め、地域住民の生涯スポーツ活動の推進を図ってまいります。

これらの施策を中心に予算編成を行いました結果、平成27年度の一般会計の当初予算の総額は、86億1,656万円となり、前年度と比べ12.6%の増加となっております。また、特別会計につきましては、4会計で73億5,781万8,000円、前年度と比べ8.4%の増、企業会計である上水道事業会計につきましては、5億7,919万円、前年度と比べ4.5%の減となっております。

以上、平成27年度における主要施策につきまして、その概要を申し上げます。

終わりに、今後も住民の視点に立ち、第5次熊野町総合計画に沿ったまちづくりに全力を傾注してまいりますので、諸施策の推進につきまして、議員各位を初め、住民の皆様の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、平成27年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（馬上） 以上で町長の施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第5、一般質問を行います。

6名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、15番、南田議員の発言を許します。

南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） おはようございます。南田でございます。

今期も既に残す議会の日付というものは少しになりましたが、長い間の皆様の御愛顧によりましてつつがなく終わらせてもらえると思うのでございます。

私も熊野町に在籍しましてことしで52年になるんです。不思議なほど長い間、皆様のお世話になるんですが、まあまあ迷惑をかけることなく大体終わるような気がしますので、よろしく願いいたします。

今回の問題は熊野の財政の問題へ響くことのでございますので、皆様の知性をもって、

これが正しいか、町民のためになるかの判断をいただきたいと思うのでございます。

問題は、受迫ため池とここでは言うんですが、皆さんにわかるかどうかしらんが、熊野のため池があるんですが、そのため池の所有権についていろいろお伺いしたいと思います。ちょっと法的に難しい言葉も出てきますので、皆さんに判断も難しいと思いますが、なるべく単純なように話していきたいと思いますので、よろしく願います。具体的なことは席に帰ってから、席のほうから質問したいと思いますので、よろしく願います。

町の当局のほうにもよく知ってもらいたいんですが、私は議員の人、特に町内の人、皆様が払っていただいた税金に関することであり、法律的な記述やなんか全然むちゃくちゃになっちゃるけえ、こういうことが通ってええものかどうか、一応皆さんの判断を聞きながら、町のほうにも答弁をいただきながらやっていきたいと思います。

済みませんが、年をとってまことに不細工なこともあると思いますが、やる分だけは町民のために一生懸命やるつもりです。特に、財政については今、逼迫している時代ですので、特に厳しく質問したいと思いますので、皆さんもよく財政の内容がどがあなか聞いてください。そこから先、皆様の意見で私がどういうもんじゃないんですが、熊野の財政がいいか、悪いか、これでええかということをお伺いするのでございます。よろしく願います。

それでは、よろしく願います。まず、具体的に一通りざっと言うてみますので、これを今度は、再度、箇所、箇所においてお伺いしますので。

この問題は60年も70年もいうことはあるが、100年以前の問題から出てくるのでございますので、皆様のわからない点については私の何で判断してもらいうことで、こらえてもらうということですが、この問題は明治4年からの話でございます。明治4年といえば、日本の大政奉還があった時代です。この時代に物事が始まっておるのでございます。明治22年の村議会が開催されたときでございます。それ以前には、議会もあつたらしいんですが、議事録は、明治22年からの議事録はありますので、それに沿って話していきたいと思うのでございます。

この時代にため池は、これは浅野さんの時代ですが、国へ戻ってからいうものは、全部法律が残っておりますので、それに添うてお話しいたします。大政奉還は明治4年にあつたんですが、それからこれは皆様も御存じか、私も具体的なところはわかりませんが、台帳で見たら共有ため池となっていて、熊野町という名前は出てきちょらん思うん

です。まあそれはどちらでもいいんですが、それから法律が変わってくるんですが。そのため池が22年にあったものを、村民よりかは農民から、我々のもんじゃけ、我々にくれんかいう話が出てきて、22年、23年にかかって議会が2年にわたってやって、結局のところ、ため池いうものは農業のものじゃないと。これは村のものじゃから、村のみんなのものじゃいうことになって、共有ため池となっちゃったのを、今度熊野村から村民に登記をやりかえてあるのでございます。それが明治24年6月5日でございませう、登記をされた。

それからつつがなくずっと来たんですが、明治31年に、皆さんも御存じのように新民法が公布されたのでございます。その民法へ合わすのに、所有権とかいろんな問題が生じてくるんですが、話していると長う長うなるんですが、明治24年に登記をしたときに、登記いうものは皆様御存じのように、何の何べいという名前が要るわけですよ。それが旧法時代にはそれがなかったので誰でもできてるわけです。そのためにため池が村民へ切られたんですが、村民へみんなへ切るわけにいかないんで、受迫ため池という名義で登記をされたのでございます。

ところが、明治31年になって新法が出たら、そういう法律じゃあかんけえいうて、人格のない者は持てんいうことになったわけです、土地が。人格がない登記はどうするかいう結果が、法律を入れての結果が、人格がないんじゃけえ、人格のない土地は、一応誰のものかわからんいうことじゃけえ、わからんですが、登記で名が入っとらんのです。結局、国のもんへ帰属する、国へ返すいうて一応国へ返されたんです。

そのため池が熊野には133筆あったんです、名前のないため池が。それを今度は戻すのに、法律ができたのが民法95条いう法律をもってされたのが、町民の所有として錯誤更正するいう法律ができとるんです。その時代に、その登記が、登記は何でも期日があるんじゃが、熊野町の町民へ返すいう手続だけはしとんじゃが、日付がないんじゃが、これは法律で間違いないんですが、いつまでにやるいう、ただ熊野町のもんに更正できると。

詳しく言えば、更正いうんと移転いうんと皆さんよう問われるんですが、更正いうのは、もともとが熊野町のもんであったのを、熊野町が間違うて登記しよったんじゃけえ、法律は国へ返したんじゃが、国へ返したんじゃあ国は持つ必要がないから、町民へ、もと持ちよった町民へ戻すいうのが民法95条です。そのときに戻ってきたのが今のため池です。

それが熊野の場合は133筆あって、個人が勝手にやられたのが二、三筆ありますが、あとは1筆だけが熊野町へ登記されて、あとは無主になっちゃっしょんじゃ。無主のままです。無主にするのに・・・私が言うのは、皆様、私はそういうことを取り扱うけえじゃが、無主とかなんとか・・・、登記を返してくるときに、錯誤じゃったんだからこれは移転ではないんです。昔の熊野町から昔の熊野町へ移転じゃないんです。熊野町が錯誤を犯したんだから、もと持っておったもんへ錯誤更正を認めると。

これは専門的なことになるんですが、錯誤更正を認めるいうのと移転等じゃあ・・・、昔の熊野町の登記へなったものを町民へ切るときに、間違えた登記をしちゃったんじゃから、昔の登記へ自分が自由に、熊野町が自由に切ってるんです。誰の判も要らんです、町長だけの判で切れます。その登記は百何ぼあるのに熊野に現在まで取り扱ったのが1件しかありません。それも、私が司法書士になって、まだ議員じゃありませんでした。町からの依頼があって、珍しい登記じゃいうんでいろいろ研究した結果、これは熊野の登記じゃけえ、何の判も要りゃあせん、熊野だけになるいうて、登記を切り替えてもらうのが今の中学校の校庭の一部です。あそこに七つ池いう133筆入ってる分のうちの登記があったんです。それを熊野町のもんであるとして、熊野町より錯誤更正して、今の中学校の敷地に使っておる。これが1点です。

今度は、次は第2点になるんですが、極端にいうたら、そういうような便宜であったために、土地は買うことも要らず、すぐ熊野町になって、現在に至って使っておるんです。

ところが、今度次の1筆ですが、百何ぼを一つ一つ言わにゃ、今、移転の問題だけ言います。次の1筆は、昭和45年に熊野町が使ってる中学校のバスケットコートいうんですか、あれに使っている分、現在のあるため池です。ところが、このため池が我々は町のもんじゃ思うとる。実際、町のもんであるんです、調べに行つて。それが所有権のない者に登記してあるんです。持ったもんじゃおらんのに。平成元年です。昔じゃないんです、これ。平成元年、たったこの間ですよ。それがどうやってやられたんか。その登記は知らなくて、ただ契約だけしたり、何をしたり、その間にいろいろともめましたよ。その当時の町長は、西村町長じゃったです。

このものは登記ができませんが、どうしてやっちゃるかいうたら、登記へやっちゃるいうことはなあんじゃな、町民が持ちよるものをあんに貸しちゃういうんじゃけえ、皆議事録は残っちゃりますけえの。貸しちゃういうんじゃけえ、うちには借ったん



じゃと。登記をできるものを、ほんまに。

ここで一つ皆さんによよう知っといていただきたいのが、議会いうものは多数決いうものがあるんです。何ぼ正しいもんでも多数決になれば負けるんですよ。多数決いうものはええもんでもあるんじゃが、悪い面でもあるんです。そりゃ町長と議員が組んで金をとろう思えば、町長が予算を組んで議会が決議すりゃ文句無く動くんですけえの。

そんなもんで、そういうことで昭和45年にされた。それが近ごろまでわからなんです。誰も言うてくれず、みんなはそれほどでなかったんでしょうが、今度、次のプールをつくる時にその土地がわかったわけです、登記がそういう無主のものに登記をされたと。

議事録が全部残っていますけえ、ここでは言われんけえじゃが、それで私は議会の、途中のあるんじゃ、その議会のときに。どうか町長、これはどうなっちよるんないうたら、うじゃうじゃうじゃいうて、答弁をえっとせんのですよ。はっきり言うたら、もう・・・方ですよ。・・・それでやりゃええじゃないかいうて今、言うてんですがね、数にはどうにもならんのです。今からわしが話しますが、数とはどがなもんかいうことを・・・。

それはそのまま、今度はプールのほうの話が出たんです。プールは平成元年の3月ごろじゃったろう、前の町長の選挙がある最中にプールの話が出て、プールの借地をしたわけです。そして、借地だけは南崎町長がしたんです。このときは私は議員でした。

借地して、今度は西村町長にかわって、今度始まる時に、この所有権いうものは前からつれちよるんじゃがどうか、議事録には残っておりますけえ見てもらや、残っちよんじゃがどうかいうたら、西村町長が、わしもそりゃ前から問題があると聞いちゃったんじゃが、まあええがに研究してからやりますけえいうて、どうでもこうでも法的に間違わんようにしてくださいよいうから、そのとき。

そのときの課長が、これは個人ですけえ名前は熊野に現存しておられますが、教育課長が答弁しております。うじゃうじゃうじゃうじゃ、このため池は買おう思ったんじゃが買えんけえやれこれ。・・・はわかるくらいの・・・。持っちょんさる人が、売るなあ売られんのじゃが、貸しちゃげるけえ言われますけえ、借ったんですいう御答弁。所有権のなあものは借れんのじゃなあんか言うたら、町長が、その件についてはよく研究した結果やります言われたが、多数決でやられるんですけえね。えっと答弁もなしでできてしまいましたよ。それは現在もずっと続いとんです。

そういうようなことで、所有権がないいうことを何遍言うても、今度それからいうものは、平本町長になったときに、町の人の中へ入って、これじゃあどうもならんけもとへ戻そうやという話が出て、平本さんもおられたし、議員さんの人も入られたし、そこの組の人もやったんじゃ。結局、結論からしたら、今まで取りよったものじゃけえ、続けて取ろうやという話が出て、前へ進まなんだんです。そのうちに平本町長が死亡されました。それから今度は今の三村町長です。これは本人がおってじゃけえようわかろう思うんです。そりゃだいしょう違うたところもあるからんが、よいよ直すか、議事録というものは直せるけえじゃが。

それまでにちょっと話があったんですが、それまでに何遍も私が追求するもんじゃけえ、西村町長が答弁しちよられます。顧問弁護士にも相談したんじゃが、何をしたんじゃが、この土地は町のもんじゃなあ。町のもんではないんなら登記しなさい。日本の国には世界でも有名なほど確実な登記があるんです。それだけ登記があるのに、登記がされる、うじゃうじゃうじゃうじゃうじゃいうて。

ようようわしが皆さんに、町民に今から選挙でもするけ、ようよう考えてもろうてしてもらわにやね。権利へ、物すごい権利がつくんじゃけえ、悪いことするもんはどがあなことでもできるんです。そりゃ時間が余ったら、私がおの例を私がここで示しますけえの。皆さんがようよう判断して見てもらって。今はこの分ですがね、そういうことで、話がどんどんどんどん進んで、何ぼしてもいつまでたっても話が戻ってこんのです。

それで、私はこのたびこのようにしたんですが、これはもっと具体的にまた書いたものも皆さんに説明したんじゃ、わしも説明しながら自分に困るぐらい難しい問題ですよ。何遍書いたかわかりません。

そういうことで、今ここに三村町長がおられるけ言います。三村町長と話したら、これは熊野町のもんじゃなあ、議事録に残ってます、熊野町のもんじゃなあ、これは町民のもんじゃけえと。それまでに西村町長が出られて、長い間ごだごだしてましたよ。結論として、前へ行かんのですよ。

私がおのたび強く言うのは、それから個人的ですが、どうしてもこういうことを熊野町へ残しといたら、町長さんは、わし言やひどうに、南田に会わんいうて言われた。私はこれをもますつもりは一つもありません。法律で追求してこられるならどこまででもついていきます。今、ここで切りがきちよるけえ。

これは賃貸契約をしちよってんですよ。しちよっても法律が無効の法律じゃけえ、な

いものを契約しちよんじゃけえ、無効じゃけえの、賃貸借が。銭を払うだけは有効ですよ。期日はなあんです、戻す期日が。

今、二つ、三つあるんじゃが、・・・払うちよりんさるが、四、五千万でも出ちよろうじゃ、利息かなんかで計算すりゃ。その銭は払うべきじゃないんです。話へのってこられんのですよ。それはおまえがつまらん、つまらんのです。私がつまらんのじゃ、数がどうしても通れんのです。議員さんが、議員発議いうものがあるって、私が出したことがこういう問題になっちよるんじゃけえ。みんなむいて私が発議して、皆さんの議員に頼んで、ええがに調査してもらえまあかいうたら、結果が十何人で諮った。諮ったら、3人賛成してくれましたよ。わしともで3人ですがの。あとの十何人は、賛成は発議はないんです。ただ1人だけは代表で、これは何年も前からこういうことになっちよんじゃけえ、間違うちよることはわかっちよるんじゃが、今さら直す必要は、こういう意味です。そりゃ議事録が残っちよりますけえ見てもらやあわかるんです。取りつく島がないんです。

そういうことで、ずっと続いて。わしもいかに言うても、町民のこれだけの大事な土地を。それがああるもんならいいですよ。一つも私がとるわけでもなけりゃ、誰もとるわけでもないですよ。

この件につきまして、私は海田警察に7遍ぐらい行きました。県警へも2遍行きました。検事局へも2遍行きました。結局、結論からいうて、そりゃどこまではっきりとも言うてくれんのですが、南田さん、あんた弁護士雇うんの、弁護士雇わりゃせん、金が・・・要るのに言うたら、弁護士・・・できやすまあがの、あんた、こりゃ。困るのはあんたばかりじゃ、ええかげんに考えんさっちゃあどうか、これぐらいのことですけえの。海田警察は、海田警察が法務局で調べて私に反論はあった。いいですよ、そりゃ私は私なりに自信があるけえ。

ただ、私が言うのは、きのうもある人と役場で話したんですが、今までそりゃ1,000万円要ちよろうが、2,000万円要ちよろうが、それを戻してくれいうんじやなあんじゃ。いつか切りをつけてもらわにやね。そりゃ要らん世話です。私が25年このことについてついちよるんですけえ。

そりゃ勝手ですよ。議員をどうしてもやめる気がせんのですよ、そういう関係で。きのうもそりゃどういう答弁・・・、役場のある人へ行って、町長さん会うてくれ・・・、私は金のことを言うんじやなあんです。不動産できちっとあって、所有権がなあんじや

けえ。片方じゃあ何十億いう錢をかけて、国調いうて日本中の財産を、面積を直しよる。片方じゃ、人の財産をとって・・・。

そりゃ、町長さんを責めるつもりもない、皆・・・。皆さんが乗ってこれれば、一応研究すべき余地があると思うんです。そりゃ私はそこまで研究はしておりませんが、このため池が町のじゃ言われたときに、そりゃここにえっとおられますが、それは法律家もおられるんじやが、今の町長さんみたいに法科を出られた人もおられるし、役場に顧問弁護士もおってんですが。誰がどうじゃいう何がないんですけえの。議員さんもおられる、職員さんもおられる、傍聴は少ないが、これはわしが今から熊野町へもあちこち話しに行ってみようと思うんですが。

そりゃほんまのことを言いますが、裁判いうものは、わしは、皆さんも知っちゃってじゃろう、町長を相手に裁判しました。町長は一錢も要らんのですけえの、町の錢をもって裁判するんじやけえ。大方わしは500万使いましたよ。それはある事情があって、途中でやめましたが、解決しちゃおらんのです。それじゃけえね・・・かけて。

そりゃ親切に言うてくれてんですよ、警察へ行っても、金が要ろう、あんた金が要るのはどうするんかいうて言うてんですがね。私の性格として、どうしてもそれがこらえておれんですよ。

そういうことで、町長さんも今から問えば教えてくれるかしらんが、そういうことで、私に言わせれば、その土地は全部熊野のもんですよ。町長さんが判をつきんさりゃ、金はえっと要りゃあせん、全部わしが見る間に、3日もしたら皆熊野町に切り替えてあげます。それだけ判然としたものを、町のものじゃなあ、町民のもんじや、町のものじゃなあ、町民のもんじやいうて。管財者ですよ。町の財産は管理するものが、管理するって、これは町のじゃなあ、町民のもんじやいうのは。

そりゃ、これだけの言葉を言うんでも、そりゃ今ごろは難しいんですよ。人権じゃ何じゃいうて。それならば、町長の行為は人権問題ですよ。同じ町民で賃を払うちよるもんもあるんです。賃を払うちよらんもの。賃を払わずにもろうたものはただでもろうて税金まで一つも払うてないはずです。

ここにね、そりゃわしがいつも言うんですが、前のときにも裁判を・・・、職員へ行くんですよ。町長は権利が強いんです、わしは言いますよ。町長はいつでもええんですよ。このたびでも・・・ようなりゃ、錢をもろうちよんさる池のもんで、池の人か職員さんにかかるしかなあです。

このような不細工なことを、ようよう皆さんに、町民の人に、ここにおいてよう知ってもわらにゃ。多数決で絶対に町民のことを、議員と町長が組んで熊野の財産が自由になるぐらいなもんです、極端に言うたら。皆さんも選挙をされるときに、どがな議員か、町長がどういう人か、ようよう知ってもろうて、やっぱり公平な人でなけりゃないけんのですよ。

そりゃ、今検事局と話して、1,000万でも裁判したらあがらんど。全くです、それは。そりゃ証拠を残して・・・、前の・・・、わしは警察に何遍も、残ってるはずですよ。おまえ方に子供がおろうが。綱つけて石風呂池に引っぱりこんじゃろうかいうことを言うて電話がかかってくるんです。要らん世話かもしれませんよ。じゃが、私はこうして長い中で報酬をもらって、町民のために、町民のためや何やらわからんですよ。

町長さん、ここでみんなの前で言うときですが、話し合いをされるなら話し合いで直しましょうや。皆さんも、議員さんもえっとおるんじゃがね。そりゃ告発することも知っちゃりますよ、商売ですけえの。どがなことでも知っちゃりますが、それじゃあ熊野内のけんかが絶えんのですよ。

この法律の基本は明治31年にできちよるんですよ。そのときに熊野町のもんじやいうことはわかちよるんです。そりゃ今熊野町がいうて、土地を持ちよるんさるが、わしんじや、わしんじやいうて、熊野町じゃない、個人のじやいうてやりんさるが、個人の資格がどこにあるの。

不動産登記法いうものはどういう考えか、不動産登記法いうものは、国に台帳いうものがあって、登記簿いうものがあって、簡単に言うたらそれに基づいて自分が使う権利はあるんですけえの。民法206条ですよ。所有権いうたらどういうもんかいうて、わしんじや、わしんじやいうたけえいうて、所有権いうたら公の前で自由に使うて、その土地が自分で自由に売られるもんでなけりゃ所有権とは言わんのですけえの。

町が町のじや言いんさらんのじやけ、そりゃ町長さんは調べてみんさい。それなら、今は所有権じやいうもんじや、町登記を渡してもらいたいんですよ。土地が惜しいんでも何でもありやせんですよ。正しくしてもらいたいんですよ。

ここで・・・わしの時間・・・しらんがね、同じような関係じゃがね。わしがここで一口皆さんに知ってもらいたいのは、深原のトンネルですよ、皆さんどう思われますか。あのトンネルをつけるのに、熊野町は土地を5億何ぼで買うちよるんですよ。その土地をただで県へあげちよんさる。それで、私が・・・、課長さんもおられますし、県へ問

いにいったんですよ。もうちょっと・・・なるもんじゃなあ言うたら、それはわし・・・職員さんも町で命令とって行かれたかしらんが、・・・いったら、南田さん、これ安いわ、計算の仕方がいうて言う。そりゃ売るもんが努力したら坪15万円で売れますと言われましたよ。言われんさりゃ話・・・。今それを何ぼで売っちゃよるのか、ここで値段を言うてください、何ぼで。一つ売られたいうんじゃが。

それを見積もるときには、ここはええがに売れるんじゃいうて、下水も水道がのうても、水道は掘りゃ出るし、下水はへりに流しゃええんじゃけえ、工事は安う上がるんじゃけえいう。恐らく熊野の損失いうて、10億近くになる思いますよ。

そのときも、ここで議員さんのうちも一緒に反対したのもおります、しちやあからんいうて。数じゃけえわかりませんよ。わしは行政の・・・。私は一つも人を責めることは言いません。私は浄土真宗の家に生まれて信心をして。話にのってもらえんのじゃけえ・・・。

そりゃ議会にしても、皆さんがこういう傍聴で・・・、ほんまむごいもんですよ。何日かかかって、議案提案して、議案を何して、皆さんに頼んでやるいうて。私は否決します。これに賛成しません。皆そっちへ行ったもんが、はい、私も賛成。それだけで物事を片付けていくんですけえ。

そりゃ職員さんもえっとおりんさるよ、わしは何度も言うていますよ、職員さんにも。職員は何が大事なんかじゃね。真正なる事業をせにゃいけんのです。正しゅうにせにゃからんのです。わしは公的なことを、そりゃうちへ来てみなさいよ、あとで証拠になるけえ思って、ミカン箱いっぱいぐらいこれを書いた方法がありますよ。どうしちやろうか、どう考えようか思って。

町長さんも自分が銭を出し、わしも銭を出してやったら、裁判をすぐしますよ、わしは。町長さんは町の銭でしてんですよ。それだけ行政は強うなるんですよ。

そりゃこの中にもわしが相談しにいつて、南田さん、あんたが悪い言うてくれんさる職員さんにしてでも。どっちが悪いか、きょうは最後ですけえの、この議員の任期は。それも1時間しかもらえんのですけえね。

トンネルを見に行ってみなさい、皆さんが。銭になるようなところじゃなあんですけえ。保安林で許可せんいうて、県も町もわしらも反対して、前の南崎町長も反対して、何遍も何遍も県へ行ってみんな陳情したりして、工事をとめさせたんです、前やるのを。それを町が買うてまた、それで損するような。それへ8割の議員さんが皆賛成しん

さるんじゃけえ。ほんまですよ、涙が出るんですよほんま。

そりゃ皆さんも税金をどがなかしらんが、わしは多い月で五、六百万払いよった、土地をちょっと持つとる時は。払わん言われんのですよ。取りにきんさるんじゃけえ。皆さんに、ええ悪いじゃなしに、皆さんに。

ここで町長さんに聞きますが、絶対に地主のになりやしませんけえの。地主になるんなら先、先しんさいや。地主にせずにするけえ、わしがぐずぐず言うんじゃけえ。所有者のもんにしんさるなら・・・いわりやせんのですけえ。町の土地に向けて、金を賃借で払いよんさる、わしに言わせたら。そうかいうて絶対とは言いませんよ、わしはまだ調べちよらん。そういう型になっておるんです。それじゃあなあ、その池の所有者は誰かいうたら、守秘義務があるんじゃけえ、名は言われんいうて。金を払いながら町民は何も知らんのです、誰に払いよるか。そりゃ個人的に調べりゃわかるけえじゃが、・・・何もなあけえじゃが人のこと。

今ごろ差別をいうような時代に、大差別ですよ、これは。この問題が出てたときに、議事録を見てください、一番初めにときに。西村さんのときに、これ差別になるんじゃけえ、差別になりやせんよいうて答弁じゃった。議員の人もそういう話じゃろうと思う、ついてきんさらん。

私が言うのは、多数決ほどつらい問題はないんですよ。どう思われるか、町長さん、いいですか、あんたの判を集めて、法律どおりに登記してください。それなら私は一つも文句は言いやしません、頭を下げて断りを言います。自分らが法律家で、弁護士を雇うて、町の金で弁護士を雇うて、わしが言うたけえって皆。これは・・・なあんですよ・・・。・・・すりゃ、何ぼの・・・かなあんじゃが、長いのは40年ぐらい払っちよるんじゃない。

税務課長、何に払うちよるか見てみい。税務課長は間違いないいうたんじゃ、わしを見て。間違いないようにやっちよるいうて。職員は正しい真実のことをせにやからんのですよ。町長と一緒にじゃけえ、わしは何ぼ言うていっても、・・・そりゃあんたが。・・・たったこの間じゃって、わしは30分聞かせてもらって、あんたが違うちよるいうて。言うたろう、言わんたあ言わんよ。わしはやめるんじゃ、こうじゃいうて。ほうですか、ほうですかいうて、わしは反論はせなんだ、あんたはやめるいうのに反論してもしようがなあけえ。町におる間は町民の公僕じゃけえの。

議員さんらにはどうでもわしは言うようになるけえじゃがの、報酬を上げよういうな

ら何ぼでもすぐ賛成しんさる。下げよういうなら反対。下げる上げる、これは自分の権利の問題じゃが。わしは4期前ぐらいから言いよるんじゃが、また・・・どうじゃいうたが。この間、話がありました。南田さん、あんたが下げる・・・下げたらどうのいうてある人が言うてきんさった。それじゃ今になって下げりゃせんじゃあなあ、決議いうものが要ったりすんじゃなあ、わしはよう知らんけえじゃが、わしはばかじゃけえ。1年前ぐらいから手続をとつとかにやいけんのじゃなあか思うんじゃが、それは同士打ちになるけえじゃがね。そりゃ働くだけ金をもらうのはええですよ。そりゃ言えば同士打ちになるけえ、言わんのですがね。

わしはほんまに・・・まだああ言うたらわからんが、首がもげたわけじゃなあんじゃけえ、また4月30日か29日まであるんじゃけえじゃが。議会はこのたびの議会が最後じゃけえの。もう少し考えてもらいたいんですよ。

そりゃ反対なら反対でもいいですが。話し合うて、お互いが納得するようにするんが議会じゃなあんじゃろうか思う。そりゃどこへないと出て問うてみてください。わしが研究しちよる範囲では間違うちやおらん思うんです。

このため池の問題が出て27年になるんですよ。町長も3代も、4代もたつちよんじゃが。町長・・・そりゃあんたしらうそじゃ思うてねがえりゃねがいんさつてもいいが、南崎町長は認めたんじゃけえ。南崎町長と相手と話し合いがついて、もう5年ほど、そがんことじゃあ終わりゃせんで、そがんなれ合い政治をしとつたんじゃからん。そのうちに県へ行って研究して戻って、それから話をしようや言うたら、その関係者は皆死んでおられますけえじゃがの、みんな死んでおりますよ。ばちが当たったわけじゃあがね、やっぱりひどく無理をしちゃあね。・・・。

わしが立ち会うたんじゃけえ知つちよりますよ。貸す、貸さん、5年何すりゃ貸す、いやそりゃ貸さんいうて。どうにでも買うてプールが、県からは許可が来てるんじゃ、土地がええがに話を・・・。そりゃ四、五年ないと払いんさいやいうて、・・・いますよ。それじゃあそれで決めよういうて決まったいうて。・・・言いんさるが、プールができにやからんじゃあな。

それで5年間・・・それをわしがしたんじゃけえ・・・、小田原がまだ助役になって・・・、あれへ県も調べるいうんで。6年目から7年目かに、相手の人から解約するけえ話をしてくれ、南田さんも話を聞いちよるんじゃけえ、あんたも聞いてくれ言いんさるけえ、そりゃ聞いて・・・判を押してもらやそれでええんじゃけえ、あんた・・・



わかるようなものはえっとおらせん、1,000万も・・・おりやせんのじゃけえ、そりやしようがない、そういう関係もあったんじゃろうけえいう。

5年目に書類ができて、うちはその原本をそのまま持ちよりますよ。なぜかいうたら、南田さん、この原本はあんたどこから持って戻ったいうて、どして言うたら、一つも役場の判も何も書いてなあがいう、そこまでわしは入っちゃおらんわいの。結論からいうて、どうしたらええんな言うたら、判をもらってこいや言うたら、判じゃなあ、南田さん、2,700万じゃ、取り消し料をくれ言いんさるじゃいうて。そりやわしがわかるか、町長へ言えや言うたよ。議長じゃいうてできやせん、一議員でしてわしが予算を組んでこうしてちやるけいうことはできやあせん、おまえが調べて何するいうて、南崎町長と約束して調べたんじゃけえ。

役場へそれを問うたら、何遍言うても役場にほうよのうそうじゃいうて言いんさった者は一人もおらんよ。南田さん、これは判を押してなあんじゃけえ、何やらわからんいうて。そがなことがある思うて、わしは、それをガラスの間にはさんで残しておりますよ、これは。何か事件が出る思うて。

町長へ言うたら、助役は町長が言うた、町長が、わしはそがに何千万いう錢をわしは勝手にようせんよいうて、それが当たり前ですよ。できてもするもんじゃあなあいうて。それは西村町長が偉かった思う。そうこうしよったら、関係者が一人を残して皆辞任なさって、半年ほどの間に、話はないなった。そして、今度は平本時代になって、平本さんが、じゃあせんにやからんいうて。やるのはだいたいやり方だけは知っとんさったよ。ほじゃがわからん死にんさった。それまでに向こうは受けてくれんさる。何戻さんでええよ取るだけ取れや言うたいうんじゃけえ。そのときの平本さんが、取るだけ取りやがれいうけえいたい話じゃわいうて言いんさった。それから間もなく死にんさった。

それからは、今のこの町長じゃけわかると思う。この町長はすぐ、これは町民のもんじゃ言いんさった。町民のもんじゃ言うたのが、西村町長と。それなら町民のものいう証拠を出してもらやええんですよ。不動産登記法いうもんがあるんじゃけえ。何億いうて出して、国調までして、みんなが判をついて、それででき上がったばかりじゃ、今から税金7割・・・。今から皆さん、気をつけんさいよ、税金はふえるばかりじゃいうて。税金は取る、おまえらの権利は認めんいうようなこっちゃね。

そりやほんまですよ、これ以上言いませんよ。・・・これ以上言うたら・・・なあですよ。それじゃあ、果たしてそれが熊野のためになるか、ならんかです。

誰と話したとは言いませんが、きのう職員さんに30分ほど話したんじゃが、今まで払うたものは仕方がないけえ、今のやつを切るようにしようや。町長へ誰か会わせてくれ言うても会わせてくれんですけえ。町長はようようわしが……。個人的なことじゃけえ、わしは言いませんがね。町長の発言が、そりゃ……。言わあでもええが。

皆様、議員さんはおりんさるけ、職員さんは内容をよう皆知つちよんさるよ。わしが知らんでも……。見てみいや、そういう点はわからん、こりゃどしてもなりやせんいうて。それを責めるわけにもいかず。いつかは、いつかは思うとるのが今日ですよ。今日以外言うときはなあですけえね。

そういうことじゃけえ、返事をくださいいうて町長もいたしかろうけえね、話のります、議員さんみんなに頼んでおきますけえ。それから、払うたものを戻せというのが難しい言いんさるなら、議員さんが同意しさえすりゃ1,000万や2,000万の銭はどうでもなる。それたあいつちよるかしらんがね。それだけの銭……。権利がある思いんさりゃ、出しんさい、わしがほんまに言うんよ。

あんたも大学の法科を出とんさるが、わしは小学校だけじゃけえ。独学じゃけえ、わしは。じゃけえ間違いもようけある思うんですよ。わしが言うことは、必ず金だけは払わずに済むときが来る思うんです。

わしは60何年登記をして、お前の登記が違つとるけ銭を戻せ言いんさったものは一人もおらなんだけえ、皆済んじよるけえの。おまえが間違つとる言いんさったのは町長だけじゃが。

結論はどうしんさるな、町長。今までどおり。今ここで返事をしんさらんでもええがまたの、ほんまにいじめるんじゃなあんよ。みんながわしが言や言葉あらましじゃけじゃがの。どがにでも……。そうじゃけえ……。わしも議員じゃつて……。どうしてもできんいうて南崎さんが泣くようなことを言いんさるけえの……。いうて。じゃあ二、三年ないと払いんさいや。そのときに、助役が調べてもらった紙がそのままうちにあります。ガラスにはめて、わしがどうもこれが事件になりそうな思つたけえね。ほかのもんが証拠とはいやせんがね、その紙だけ見てもらいます。役場の紙ですよ。役場の紙はいいんじゃけえの。

そがんことで、今ここで結論は出しません。ここまで話が出たからには、どっちかへつかにやからんじゃけえ、町民が納得し、議員が納得し、皆さんがこれぐらいならええいう……。中をとるという言葉が……。中をとらあでもええ、人の金じゃけえの、町の銭

じゃけえ、今さら戻せとも言われんかもわからんが。それは町長や、また職員。

それができん言われれば、今度は町長さんは……。あんたは町の錢で裁判をしんさるんじゃけえ。わしはわしの錢で裁判せにゃからんのじゃけえ。そして、……。ならば……。なるけえじゃがの。何の裁判でも、皆さん知っと思ってじゃ思うんじゃが、本人も……。断りに来んさったんじゃけえ、責任がわしに来るけえ、懲戒免職になるいう話を弁護士が言うけえいうて。そがんことはこっち……。わしがええ言うたんじゃけえそりゃええんじゃが。……。話をせにゃ。

町長さんはわしをどういうふうに見んさるか……。じゃがね。あんたも養子、わしも養子じゃけえ。ほんま言うんよ。……。同じ人間ですよ。……。があったら養子に……。そういうことは個人的な話じゃけえの。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 通告に従いまして、南田議員の籠池受迫の所有権についての御質問にお答えします。

この問題に関しましては、昭和40年の当初の借地契約から約50年、この間、歴代の町長が携わっているところでございます。私自身は、平成20年からこれを引き継いだわけですが、私なりに、弁護士、大学教授、司法書士さん等々の方々に直接に面談し、法的判断を伺いました。その結果、町に所有権がないこと、借地継続に問題のないことを確認させていただいております。

また、これは非常に高度な法律の問題でございまして、最終的な判断は裁判所の司法判断以外にはないというお答えもいただいております。何度も御質問をいただきますが、私からのお答えは変わりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） あれはどうですか、時間がどうせ関係しよるけえじゃが、何ぼの山が何ぼで売れました。問うても職員さんがどうしても教えてくれんさらんのじゃけえ、わ

しを見りゃ敵のように思いんさるんじゃろう思う。大体予定価格いうものは10万ぐらいしとったんじゃろう、坪。・・・いじめるんじゃなあんじゃけえ。

今日はここで終わって。やめよう。答弁もどうじゃったかよう聞こえんが、どうないとしんさるわい、・・・じゃなあんじゃが。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 以上で南田議員の質問を終わります。

続いて、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~〇~~~~~

○7番（藤本） おはようございます。7番、藤本でございます。

本日は、町議会議員として任期4年間の最後の定例議会になります。また、この場所に立たせていただきますのも15回目となりますが、今回がいよいよ最後の一般質問の機会となりました。まだまだ言い残したことや、やり残したことがたくさんあるように感じておりますが、議員として10年がたとうとしていますが、果たして町民の皆様の御期待におこたえすることができたのだろうかどうか、ここ最近ずっと反省しきりの毎日でございます。

さて、早速でございますが、本題に入らせていただきます。

本日は2点について質問を行います。

まず、1問目でございますが、町内美化についてでございます。最近、ごみステーションのごみの取り残しが頻繁に見受けられます。この状況がなぜ起こるのか、説明及び改善策を示していただきたい。

続いて、2問目でございますが、町民の安全についてでございます。町民の方からの通報ではありますが、カーブミラーの不具合がたくさんあるとのこと。町として見回りを強化して、不具合箇所の保守点検なども含めた町民の安全をどのように考えているのか、詳しくお聞きしたいと思います。

簡単な質問要旨でございますが、質問席において答弁を聞きながら質疑を行いたいと思います。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

〇町長（三村） 藤本議員の二つの御質問のうち、1番目の「町内美化について」の御質問は民生部長から、2番目の「町内の安全について」の御質問は建設部長から答弁をさせます。

〇議長（馬上） 清代民生部長。

〇民生部長（清代） 藤本議員の「町内美化について」の御質問にお答えします。

ごみステーションでのごみの取り残しでございますが、その要因として「ごみの分別が不十分である」、「収集後にステーションにごみを出される」、また「収集日を間違っていた」などが大部分を占めております。しかし、収集業者が付近の交通事情等により収集ルートの変更をして、ごみステーションのごみを取り忘れたということもございました。

いずれの場合におきましても、住民の方から問い合わせなどがあり、その場合には速やかに収集業者へ連絡し、現場の確認、再度収集するように指示をしているところでございます。収集漏れのように、原因が明らかに収集業者にある場合には、厳重に注意するとともに、経緯書の提出を求め、再発の防止に努めています。

ごみステーションの適切な管理運営は地元の方の協力が不可欠でございます。今後とも、収集業者の指導を行うとともに、ごみ出しのルールについて一層の啓発に努め、地元の方と協議しながら円滑な収集に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

〇議長（馬上） 森本建設部長。

〇建設部長（森本） 藤本議員の「町内の安全について」の御質問にお答えいたします。

現在、町内には1,060基余りのカーブミラーを設置しています。カーブミラー等の道路安全施設については、職員や臨時職員が現場に出るたびにその不具合の発見に努めておりますが、数が多いことから、町民の方々の情報提供に頼っているのが現状でございます。

カーブミラーについては、不具合を発見した場合、鏡面の方向修正など軽微なものは職員や臨時職員で対応可能ですが、破損の場合は業者へ依頼しております。また、破損が事故による場合は、その原因者に保険等で修理をしていただいております。

カーブミラーの不具合は、交通事故発生の可能性が増すことから、職員、臨時職員によるパトロールの強化、迅速な工事発注に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成25年度には、全てのカーブミラーの点検を行っており、老朽化したものについては、順次更新を行ってまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は11時25分から始めます。

（休憩 11時11分）

（再開 11時24分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 今、民生部長、それから建設部長からそれぞれごみの取り残しの問題、そしてカーブミラーのお話をいただきました。休憩が入りましたので、ちょっと気を取り直して話したいと思いますが、まず1問目のごみの取り残しに関してですが、質問に至った経緯を若干説明する必要があるかと思っております。

今回のこの質問の中でまずお伝えしたいことは、私はごみを取り忘れた収集業者に関することを追求する気は毛頭ございません。まずそれを申し上げておきます。

まず、収集日の当日の朝、ごみがたくさん出てました。本当にたくさん出てました。それは見てます。そして、夕方、帰ってまいりましたときに、やはり同じ量が残っておりました。何かの事情で忘れたのかなと、それともルートが変わったのかなと。それにしても夕方ですから、丸一日その状態であったと。そして、翌日の朝もその状態であった。翌日、夕方帰ってきて、やはり同じ状態であった。

そこで、役場のほうへ連絡をとりました。そして、ごみが残っているから片づけてくれと。そして、その中で、なぜ残ったのか、事情を調べて説明してほしいと。一応そ

のような形で担当課に連絡をとりました。しかし、いつまでたっても説明に類する話はいただけませんでした。何週間もたって、こちらから連絡して、やっと納得のいかない説明を受けました。まず、納得のいかない説明は後に置きまして、なぜ事情説明が数日間できなかつたのかをお答えください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） 当日、電話をいただいたのが、それからすぐに業者に連絡し、収集に行かせました。そして、答えとしては、ルートのはずだから忘れるはずがないんですがということで、そのときに説明として回答させていただいたところです。それから、収集日がびんと缶は第2、第4木曜日となっています、当該のところは。それで、ちょうど電話をいただいたのが翌月の第2週の・・・の日でございました。それで、原因については、はっきりと業者の取り残しとは確定できておりませんでした。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 今、お聞きになられたように、何となしにわからない事情説明であったかと思います。本来なら、丸々残っているんだから、やはり役場の職員の方が行って見て、現実を見ていただいて、そしてどうであったかを確認していただきたかったかと思います。

もっといえば、なぜこんな質問に至ったかといえば、後出しではないんですかということをおっしゃられました。後出しです。とった後、収集した後、誰かが出したものが残ってるんじゃないかということも言われました。私が現実に山とあるごみのものを見ているわけですから、後出しであるわけがないです。なのに、後出しではないのかとか、そういう形で片づけられたことに対して、これがもし町民の方が同じような状態であったとしたら、やはり黙って後出しだって言われたらどうなのか、役場の対応は、という中で終わってたかと思っています。

私は、このことに関して、そういう回答をする役場の職員の方の体質に問題があるのではないかと思います。前は、もっとスピーディーに動かれて、現場確認をされて、そ

うした中で回答をいただけたと思うんですけども、どうもここ最近、我々がお願いしたことがスピーディーに行われてないような気がします。そのことに関してはどう思われますか、民生部長。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 町民の方から連絡があるということは、町民の方が困っておられる状態だということだと思います。担当する、電話で対応することとして、状況をよく聞くということは当然必要だと思いますし、今、ごみは何日も置いてあったという状況。現場確認をやはりきちっとすべきだったというふうに考えております。やはりきちっと話を聞いて、答えを返すように努めてまいりたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 言いわけの中で、この業者は年末に各ごみステーションを回って、写真を撮ってきて、ごみは残ってないのを提示してくれる、よくやってくれる業者であるというふうなこともおっしゃられたと思います。

私は思うんです。業者が写真を撮って皆様、役場の方にお見せするというのは、それはあくまで業者の手法といいますか、やり方であるかと思いますが、私たち町民は、ごみがなくなるのを期待しているわけであって、別に写真を見せていただいて、役場の方が納得するための、それでよく仕事ができるというのは、私はおかしいと思います。

もっといえば、履行という言葉がありますが、履行がされてない。履行がされなかったことに対して、写真を撮って、その場しのぎの、役場に対してのこういう形で今後やっていきますとか、こういうお手伝いしてます。だから許してくださいというわけではなかったかと思いますが、それを単純に受け入れていいものかどうか。やはり、履行という言葉を考えてください。

先によその町のことでございますが、六百何十万の作業をしたということで、実際には百五十万何がしのものであったということですよ、よその町でありました。それと同じような気がします。もちろんお金を払ってるとかそういう問題ではないですけど、確認をしないでお金を払う、650万だったと思いますが、そして150万程度の、1



60万程度のことしかできてなかった。こういうことがあり得るような気がしてなりません。

確かに熊野町の業者の方は、粗大ごみであるとか、いろんな部分で早目に動いていただけで、それはそれで結構かと思います。ただし、役場の体質として、確認をするということはせねばいかんと思います。なのにそれもせずにおいて、そういう形で後出しではなかったんですかとかいう形で答えられたら、町民は納得できないと思います。どう思われますか、そのことに関して。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 確かに現場確認は大切なことだと思います。今後、毎日の確認というのはできませんが、やはり連絡をいただいたときというのがそういう一つの大きなチャンスだというふうにも考えられます。そういったときには、できるだけ現場に行く。業者等にまず最初に話をさせていただきますが、状況によっては現場へきちっと確認しにいきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 履行という問題に関しまして、私はここ2回ぐらいそういう話を聞きました。まず一度は履行ができなかったことに対して、例えば、今日商品を納入せねばいかんの翌日になった。翌日になったことで、その業者は自治体に呼ばれて、そして6人も7人も立ち会いのもとで、なぜ履行ができなかったのか理由を述べなさいという形で、随分追求されたいです。

そして、もう一つのほうは、やはり商品を納入する中で違うものが入ったと。なぜそれがそういうふうなものが入ったのか、それを明らかにしなさいということで、しかるべき人に来ていただいて、説明を求めたい。求めに行ったところ、別室に通されて、今回の件は嚴重注意ということで口頭で注意させていただきますということで、書面をもらうことはなかったんですが、口頭で注意されたということで、履行ということに対しては、やはり自治体においてはかなり重要視されているわけですので、もし一度でも取り残しがあったということに関して、類することがあったのであれば、やはり役場と

して嚴重な注意の仕方をしていただきたい。ただただ、課長の前においでになられて、そして今後気をつけてくださいね、そんなんじゃないと思います。やはり履行ということに対しては、厳しく処罰、処罰とは言いませんけど、やっていただくような方針でやらねば、業者の方が安心してしまいます。

先ほどから申しますように、業者のことというのは、私は今回の件に関しましては、役場の体質と申しますか、その部署の考え方だろうと思います。そこを改めていただきたい。まずそれを改めないことにおいては、今後も同じケースが必ず出ると思います。そこはどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 担当課だけでなく、やはりこういったことについては、私も同席して確認をしたいというふうに思います。

いずれにしましても、民生部は直接町民の方とかかわる部署でございます。やはりきちっとした対応をするように、私だけではなくて、部の中で全体で共有できるように考えていきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 本当に、ついだというわけではないんですけど、そういう確認をされる場合に、ごみステーションがかなり劣化してるんですよ。この劣化していることに関しましても、つい先日、知り合いの方から、私どものところのごみステーションのボックスがかなり劣化していると。そこを何とか変えてもらうことはできないかということなんですけど、やはりそういうところも含めて、ごみボックスというんですか、それがあるといっただけでなく、それそのものがちゃんとあきやすくなってるかとか、そういうものも含めて御確認いただいて、できれば不具合のあるやつは早急に置きかえていただいて、住民の方が簡単にごみが出せるような形をつくってあげていただきたい。

それとまた別に、先ほど後出しという言葉が出ましたけれども、後出しに至る経緯というのがあるんじゃないかなと思います。なぜ後出しが発生するかをずっと考えてみますと、先ほどおっしゃられたように、曜日を勘違いで慌てて出られたとか、それから出

すのをすっかり忘れたとか、要は高齢者の方とか、弱者の方がそういうケースがあるのかなど。

特に、高齢者、弱者の方に関しては、その方々に対して何かの方策はないのかなど、この一般質問を出すに当たって見てたときに、ちょうどテレビで、横浜市で、横浜市ふれあい収集というのがあるということをつたえられてテレビで見まして、ああこれはいいなと。細い路地まで入って行って、お年寄りの方の御自宅の前まで出向いていき、それを収集するというのもやっておられました。そういうのを見ましたら、ひょっとしたらそうすると後出しもなくなるのではなかろうかなどか、もしくはすっかりで曜日を間違えて出したりということもなくなるんじゃないかなど。このようなことも考えるわけですが、このことについて、もし答えられるようでしたら、今後どうされるかいうのを含めてお答えいただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） まず1点、ごみステーションの修繕ということですが、我々が全部見て回ればいいのかもわからんのですが、数が多くございます。地域、自治会のほうにも協力をお願いしまして、そういう箇所があれば言っていただくようにしたいと思います。修繕については、年間何ぼかはしております。また予算の中ではなろうかと思いますが、対応してまいりたいと思います。

それから、後出しといいますか、8時半までに間に合わない、時間が過ぎてしまったというようなことだと思います。家の前まで行くということはなかなか現状では難しいのかなと思います。ただ、やはりこれも地域のコミュニティーという部分、高齢化が進んでいるところがありますので、ここらあたりの何か手法がないのか、考えてみたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） できれば本当にごみステーションの劣化してるものに関しては、早急に、予算内で個数をそろえていただいて、かえていただくということでぜひお願いしたいと思います。

そして、横浜市のふれあい収集の個別の収集についてですが、これはさきの全協の中で、役場の職員の方からの提案の中に同じものが載ってました。ああ、見てる人というか、そういう提案をしてる人もいるんだなということで、その時点ではちょっと感心しました。できれば、そういう職員からの提案の中にある弱者、弱者でよろしいかと思いますが、弱い立場の方に対してのそういう個別的な、玄関先までの収集も今後は、これからはもっともっと高齢化になってくるわけですから、考えていく必要があると思うので、ぜひこれは研究していただきたいと思います。

ごみのステーションの問題も含めて、ごみはそこらで終わらせていただきまして、続いて、2問目のカーブミラーの件ですが、この問題も同じ状況なんですよ。カーブミラーの補修というわけでは言ってるわけじゃなくて、要するに職員の対応の仕方なんですよ。

この話は恐らく半年ぐらい前に、町民の方からカーブミラーが倒れてると、危ないと、何とかしてくれということで問い合わせがありまして、そしてお願いしたわけです。しばらくしてから、またその方から、まだ直らんよ、いつになったら直るのということを言われまして、ええっとか思いまして、役場のほうへ確認しましたら、よく理解できてなかったのかわかりませんが、一旦電話を切られまして、またしばらくして電話がありました。そして、そのときにおっしゃられたのが、実はこのカーブミラーは交通事故で、自損かどうかわかりませんが、要は加害者がいるんだと。その加害者は、先ほど森本部長もおっしゃいましたが、その加害者に補修をお願いしてるんだということで、その人が直してくれないからこの状態なんだということを知りました。

果たしてそれが正しいやり方でしょうか。もしその間に、離合のときに何らかの事故があったときに、ここへカーブミラーがあったらなど。あるじゃないか、倒れたやつが。何でこれが真っすぐになってないんだと。これが真っすぐになってたら事故はなかったかもわからないじゃないかというふうな話にもなるやもわかりません。

そうして考えてみますと、役場として、確かに加害者に対しての請求というか、やっていただくことは正しいやり方なのかわかりませんが、まずは直して、危険だからあるわけなんですね。その危険な箇所を、加害者がいるから放っとくというのは、これはおかしい話です。できれば、それを直して、加害者に請求をして、お金をいただくと。そういう形をやらないとおかしいんじゃないかと。何か仕事を抱えたくないんじゃないかと。

さきのごみの問題もそうですけど、どうもここ最近、そういう話を聞かされるんです。

そうすると、役場の中の人にはたどるんか、いや、そうじゃないと思います。忙しいからそうなるんだらうと思いますけど、やはり危険なことに関しては、早急にやっていただきたい、そういうふうに考えるんですが、森本部長、どうですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 議員言われるとおり、非常にカーブミラーというものは必要なものでございます。先ほどの件については保険対応ということになるかと思いますが、保険対応で先に直せないかということ深く勉強いたしまして、すぐにできるような手だてがないかということちょっと保険屋のほうにも話をしまして、事故を起こされた方の保険会社の方と話をしまして、カーブミラーの必要性等を十分訴えまして、わかっていただくように努力はさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 結局、今回のごみの問題も、カーブミラーの問題も、さっきから何度も申しますように、やっぱり役場の職員の方のお考え一つで、何でもスピーディーに物事が前に行けると、解決できる、そのように思っております。

また、三村町長が初当選された6年前、町長は結構スピーディーなことをどんどんやっていく方だなということで、ある部分はありがたいな、いい町長だなというふうに感じとったわけですが、ここ最近、そういう問題が出てきて、果たして町長はどのようにそういう部分を管理されておられるのか。職員さんをしかるとかそんなじゃなくて、やはりどういう形でチェックをされているんかと。

6年前は、確かネームプレートの裏にも町長の思われることを書かれて、ネームプレートをつけて、皆さんこういうふうにするんだよということでやってたように聞いてたんですが、そこらあたりもずっと継続されているのか。はたまた6年前と同じものをずっとつけられてやってらっしゃるのか、もう少し、6年もたれたら町長としての違う面での職員に対する指導があるのではなかろうかと思うんですが、もしよろしかったらお話しされますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 迅速な行政ということで、町長になって以来、それを心がけております。町政三原則というのは、朝礼のときにはみんなで唱和しておりますが、形骸化する部分があれば、それは直ちに直していきたいと思います。

やはり、今、お話を伺っておって、直接の上司は民生部長でございますが、やはりごみの収集の問題、これは最も基礎的な問題であります。こういうことのないよう、今後職員を指導していきたいと思っております。

それから、カーブミラーの問題ですが、これは総点検そのものは一度やっております。こういった事案の場合、確かにカーブミラーをうちがやることはできるんですが、結局事故者に対して求償権という問題になります。なかなか求償権が回収できないのが全国的な状況でございます、やってあげたいのはやまやまなんですが、そういうことの折衷というか、折り合いをつけなければならないという問題もありますので、そこは御承知おき願いたいと思います。

できるだけ迅速な行政ということ、これを今後も心がけてまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） どうもありがとうございました。

こうした細かいところをもっともっと考えながら、職員の方にお話しながら、相談しながらやっていけば、もっともっと町民にとっていろんなことがスピーディーに行えて、町民の方にメリットが生まれるんじゃないかと思いますが、残念ながら、今回で私も最後でございますので、また4月、そういうことがありましたら、またこの場へ戻ってくることができましたら、より一層、皆様方と相談しながら、町民の皆様のお役に立てるようにやっていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

本日は終わらせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で藤本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分からいたします。

(休憩 11時49分)

(再開 13時30分)

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~〇~~~~~

○1番（沖田） 1番、沖田です。

私からは2点について質問させていただきます。

まず1点目に、介護保険制度の新たな地域支援事業について。介護保険制度においては、要支援と認定された高齢者を対象に、介護予防給付としてヘルパーやデイサービスが提供されていましたが、これからは市区町村が中心となって、それぞれの地域の実情に応じて、NPOなど住民等が中心となった多様なサービスを展開することとなりました。熊野町としてはどのように取り組まれるのかをお伺いいたします。

2点目に、町内小・中学生のインターネット・リテラシー、情報マナーの取り組みについて。インターネットの普及による社会の情報化が、子供たちの生活や心身の問題に大きな影響を及ぼしています。特に、パソコン並みの性能を備えたスマートフォンは、長時間利用による健康や学習への悪影響のほか、いじめやインターネット上の犯罪の温床になるなど、多くの問題が浮上しています。ネットの適切な活用方法、情報マナーの向上について、教育委員会の取り組みをお伺いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 沖田議員の二つの御質問のうち、1番目の「介護保険制度の新たな地域支援事業について」の御質問は私から、2番目の「町内小・中学生のインターネット・リテラシー、情報マナーの取り組みについて」の御質問は教育長からお答えいたします。

団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年を見据え、介護が必要になっても住み

なれた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっております。このたび、介護保険法に介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業が規定されました。

これまでの介護保険サービス等の公的サービスだけではなく、地域住民の力を活用した多様なサービスを充実させるなど、地域での体制づくりを行い、適切かつ有効に事業を実施したいと考えております。

なお、詳細につきましては、民生部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 沖田議員の「介護保険制度の新たな地域支援事業について」の詳細についてお答えします。

新しい総合事業の施行期日は平成27年4月1日となっておりますが、平成29年4月まで猶予できるとされております。町といたしましては、平成28年4月からの実施を予定しており、平成27年度は準備期間として、関係機関と調整を行ってまいります。

具体的には、現在、要支援認定者が利用している訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を、現行相当として移行させるため、訪問介護事業所と通所介護事業所との協議を行い、また、利用者が不安を抱かないよう十分な説明を行いたいと思います。

地域での体制づくりについては、本年度、神田地区をモデルとして行っている、住民を主体とした介護予防事業（認知症予防事業）の拡充実施や、生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置し、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を図るための仕組みについて検討してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） 沖田議員の「町内小・中学生のインターネット・リテラシー、情報マナーの取り組みについて」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などの急速な普及に伴い、誰でも、どこでも、簡単にインターネットにつながる社会が実現し、子供たちの間でも通信機器を利用したゲームやコミュニケーションを行う機会がますますふえてまいりました。このように便利になった反面、ネット上のいじめに遭ったり、犯罪に巻き込まれたり、あるいは長時間の使用に伴う睡眠不足を起こすなど、青少年の健全な成長にマイナスの影響を及ぼすことがあることが危惧されております。

これらのことを受け、県内の教育長会、小・中・高等学校の校長会、PTAなどで構成される「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」が、午後9時以降は携帯電話・スマートフォンによる通信をしない「ストップ・ナイン」という活動を全県一斉に展開することになりました。

町内の学校でも、これまでさまざまな機会にインターネットの活用、情報ネットワークの利用について、道徳や技術家庭科の授業等で取り扱うとともに、情報機器の危険性などについての指導も行っております。また、児童・生徒による学校への携帯電話・スマートフォンなどの持ち込みを禁じているところですが、この「ストップ・ナイン」の活動につきましても協力してまいりたいと考えております。

さらに、熊野町では平成27年4月から、独自に、毎月「ゼロ」のつく日、すなわち10日、20日、30日には全くテレビを見ない、ゲームもしない、携帯電話・スマートフォンも使わないで、その時間に「くまどく」など読書活動を行うことに挑戦する「ゼロの日」運動を提唱することにしており、町内小・中学校とともに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 要支援1、2の方への対応ということで、今、民生部長から御答弁いただいたんですけども、28年4月から実施を予定されているということで、これから1年間かけて協議をされるということだったんですけども、現在、要支援1、2の方が受けられているサービスは継続していただけたらと考えてよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○福祉課長（加島） 基本的には、今現行相当という格好で、地縁支援事業の中にデイサービスと訪問介護を位置づけます。何が違うかといいますと、いわゆる今までは予防教室ということで介護給付、国が決めた報酬単価で、本人負担は1割、これが現行相当として位置づけますけど、熊野町が実施要綱に基づいて委託料、本人負担金を定めます。そのあたりが違いますけれども、事業所、今までにヘルパーを受けてた方が全く受けられなくなるとか、そういうものではございませんので、その点は安心していただいても構わないと思います。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（沖田） ありがとうございます。不安に思っている方も多くいらっしゃると思いますので、今後ともサービスが受けられるということで。また市町が取り組むということなので、これまで以上にきめ細やかなサービスを行っていただけないかというふうに伺っていますが、その点についてはいかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 加島福祉課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○福祉課長（加島） 先ほど言いましたように、町の実施要綱で決めますので、今までは国の決まりの中でしていただきましたので、そのあたりは町民の要望を直に、町の実施要綱で改善できるところは改善しながらということなので、より住民の要望に応じた事業にしていきたいと考えております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（沖田） ぜひとも皆さんのお声を聞いていただいて、よりきめ細やかなサービスが行えるように取り組んでいただきたいと思います。

また、この介護保険制度の新たな取り組みとしましては、特別養護老人ホームも要介

護3以上の高齢者でなければ入所できなくなると伺っております。要介護1、2の高齢者については、今後、どのように対応されるのか。また、町内の特別養護老人ホームの待機者数及び入居者の介護度別の割合をお伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） まず、要介護3以上が入居ということですが、現在、実際に入所されている方で要介護1、2で入所されている方、この方は来年4月以降出なくてはいけないということはありません。引き続き入所が可能になります。ただし、4月以降に入所される方は要介護3以上に限定されます。

ただし、要介護1、2であっても、認知症の症状がひどいですとか、介護者が誰もいらっしやらない、身寄りがいないとか、介護する方がいらっしやらないとか、そういう状況もございましたら、特例措置という制度がこの中には設けられておまして、町のほうが意見書を書いて、施設で行われる入所検討委員会等で検討されて、要介護1、2の方でもそういう状況に該当されれば入所が可能となりますので、全く要介護1、2が入所できないという状況ではございません。

それと、待機者なんですけれども、毎年4月1日に県が取りまとめをしております。なので、平成26年4月1日現在の状況ですが、熊野町でいえば、申込者が170名いらっしやいます。そのうち在宅でお待ちの方が70名、老人保健施設とか病院など、施設で待機されている方が100名、合計が170名になっております。

現在の入所者の介護度別ということで、よろしかったでしょうか。今現在、熊野町から入所されている方が88名いらっしやいまして、そのうち要介護1が3名、要介護2が5名、要介護3が26名、要介護4が27名、要介護5が27名。やはり基本的には現在でも要介護3以上の方の占める割合のほうが高くなっている状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） ありがとうございます。

私が伺ったお話では、他の市町では要介護1、2の軽度のお年寄りの方が、要介護度

の高い緊急性の高い高齢者よりも入所者数が多い状況となっているところがあると伺っておりましたので心配しておりましたが、熊野町の場合は介護度の高い方が割合多く入所されているということで、安心いたしました。

これからは軽度のお年寄りの方々の住宅の確保のために、現在町内でも建設中ではありますが、サービス付高齢者住宅などの整備を進めるとともに、地域包括ケアシステムの体制を整備しながら、地域で支える体制づくりを進めていただけますよう、よろしくお願いいたします。

次に、小・中学生のインターネット・リテラシーについての問題なんですけれども、今、教育長から御答弁いただきましたが、現在、道徳や技術家庭科などの授業で指導されたり、持ち込みを禁止されたりしているということで、またこの2月に、広島県のほうから「ストップ・ナイン」ということで、9時以降は使用しないというような、全県挙げての取り組みが始まったというお話だったんですけれども、現在までに、町内の小・中学校において、児童・生徒に対する携帯電話やスマートフォンなどの利用状況の調査や、1日当たりの平均利用時間と睡眠時間、または一度も会ったこともないSNS上だけの友人数など、そういったアンケートなどは実施されているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 町内の中学生に対しての調査でございますが、現在は1年生に対しての携帯電話等の所持率、それから全体での所持率についての調査のみ行っております。1年生で33%、全体では約50%という調査結果が出ております。

先ほどおっしゃいました利用時間とか、そういうところにつきましては、本年度以降に協議をしまして、アンケート等を実施したいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 携帯電話による子供たちの事件というのが過去何年も起きているという現状があるのですが、どうして今までこういったアンケート調査というものがされていなかったのかちょっと疑問に思うんですが、その点についてはいかがですか。

〇議長（馬上） 三村教育部次長。

〇教育部次長（三村） 中学校におきましては、生徒指導規定上、携帯電話を学校へ持ってくることを厳禁しております、そういう状況の中で、学校での指導という点では道徳、それから技術家庭科の授業以外での指導というところは、その中で行わせていただいております。ですが、県全体の中でも利用に関しての弊害が生じているということで、今年度からそのあたりを集中して取り組んでまいろうという状況でございます。以上です。

〇議長（馬上） 沖田議員。

〇1番（沖田） ぜひとも早急に取り組んでいただきたいと思います。

現在、中学生の子供たちから実際にお伺いしていることですが、ネット上に根拠のない誹謗中傷を書かれて、学校に行きたくないという思いをしたことがあるという子もおりますし、また動画などを流されて、同じように苦しい思いをされている子供たちもいるということを伺っております。まず、一番しなくてはならないことは、熊野町の子供たちの実態調査が一番急務ではないかと思われまますので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

また、本当にこれは子供たちだけということではなくて、また保護者や教員に対しても啓発していく必要があると思いますが、そういった啓発資料の作成や、啓発活動を行われているのでしょうか。

〇議長（馬上） 林教育長。

〇教育長（林） ただいま沖田議員のほうから早急に実態調査を、あるいはそういった啓発資料ということがございましたが、実はこの容易にアンケートをとることそのものが学校の校長等から提言がいろいろありました。実態調査をするということは、逆な言い方をすれば、これだけ持つとるじゃないかと。持つとるから調査があったんだと。だからうちも買うてくれということにつながってる現実があるんですね。

アンケートというのは非常に難しく、学校というのは非常に微妙であって、学校に必要でないものを持ってきてはいけませんとプリントを渡します。そうすると子供によっては、自分は持って行ってないのに、ほかには持っていったる者がおるんだというて、結果的には持ってくる。あめやなんかでも持ってきなさんなど言えば、意識的に持ってくるんです。これが現実。

だから、そのアンケートというのは実態調査をせにゃいけないのは事実なんです。これやなんかは基礎基本定着状況調査とか、全国学力状況調査のときに、一応2年生とか3年生について限定はあるんです。それが今の県でこういった、今回もこういったものを見られたかどうかわかりませんが、この裏に出ておるのは、熊野町もほぼこういう傾向にあるだろうということは予測はできますが、本当にこのアンケートというのは裏と表があると。ただ単に実態調査、調査はせにゃいけないという現実の中にそういう危険性があるということ。だから、せんという意味じゃございません。十分注意しながらやらせてください。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） それでは、同じような問題になるんですけれども、まず熊野町の子供たちが一体どれだけの、今、保持率だけは出ておりましたけれども、利用状況なのかということがわからないと、指導の仕方もわからないと思いますので、その辺は慎重にしていけないといけない問題ではあると思いますけれども、やはり真剣に取り組んでいただきたいと思います。

この携帯電話の問題に関しては、まずは各家庭でのルールづくりということが重要になってくると思いますが、各家庭でのルールづくりをまずした上で持たせるというようなことを、埼玉県のほうではそういった取り組みをしている教育委員会もあります。

また、現在不登校の生徒が何人かいらっしゃいますが、その中にネット依存になっている生徒がいるのか、いないのか。そういったこともやはりしっかり調査して、早目に取り組んでいかなければ、このネット依存というものは昼夜逆転するような生活を子供たちが送っている中で、食事や睡眠、運動などをおろそかにするために、健康面で栄養失調や資力低下、骨粗鬆症などを起こしているということで、かなり問題になっている

ところであります。

やはり実態がわからなければ指導の仕方がわからないと思いますので、そういったところも、また不登校生徒の中にそういったことになっている生徒はいるのか、いないのかといったことも、やはりしっかり取り組んで、状況をつかんでいっていただきたいと思います。やはり一刻も早く、保護者や教師への、子供たちが依存しているんじゃないのかなというサインを見逃さないように啓発をしていくべきだと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 議員おっしゃるとおりであると思っております。

全国学力学習状況調査の結果を見ましても、携帯電話、スマートフォンの1日当たりの使用時間の長い生徒ほど平均正答率が落ちているという顕著な結果があらわれております。

広島県において、9時以降の携帯電話等の使用をやめていこうということ、それから平成25年からこの協議会では家庭でのルールということを決めて啓発をしまっております。これを再度、PTAや保護者の方に徹底をさせていただきまして、まず家庭内で保護者が子供の携帯電話の使用に責任を持っていただく、また我が家の携帯ルールをつくるということを再確認し、学校ではそれをあわせて情報モラル教育ということと、それから必要な実態把握をしまいたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 町内の中学校の目指す生徒像というものがあります。その中には、みずから考え、みずから学び、意欲的に取り組む賢い生徒とあります。こういった取り組みもやはり決められたルールを子供たちが素直に受け入れるのかというと、そこは少し不確かな感じがいたしますし、また本人たちの問題でもありますので、子供たちがやはりみずから考えて、みずから本当に意欲的にこういった問題に取り組むように促していくこともやっぱり大事なことはないかなと思います。

また、熊本県の中学校や福井県の中学校においては、生徒会のメンバーや保健委員会のメンバーが中心となって、子供たち同士で意見を出し合い、その意見を統合した中で、生徒たちがみずから考えて話し合い、携帯電話やスマートフォンの使用ルールを決めているといった事例もあります。ぜひとも熊野町の子供たちにおいても、また子供たちが自分自身で考え、自分自身で学び、意欲的にこういった問題にも取り組んでいけるように指導していただきたいと思います。

また、地域における自律的な周知啓発活動の展開も重要であると思われるので、青少年健全育成会議においても、フォーラムなどを通し、多くの住民に周知していく中で、まちぐるみで子供たちを守っていくことが大切であると思いますので、今後とも子供たちへの御指導をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で沖田議員の質問を終わります。

続いて4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 4番、民法でございます。

私は今回通告書に基づきまして2点ほど御質問させていただきます。

まず1点目でございますが、地方創生についてお尋ねします。

昨年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、政府は年末に国の長期ビジョンと国の総合戦略を閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしています。国にあわせて地方自治体においても27年度中に地方人口ビジョンを策定し、今後、5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定することとなっています。地方創生における本町の今後のスケジュールと主眼についてお尋ねいたします。

2点目でございますが、私がこれまで何度か御質問いたしました筆の里工房周辺における公園整備計画についてです。

現在、実施中の熊野団地の都市再生整備計画事業は28年度で終了予定など、そろそろ次の計画を検討する時期であると考えます。前回からの検討状況と、筆の里工房周辺の25年度に整備した赤穂峠、城山の遊歩道整備状況についてお尋ねします。



以上2点、よろしく申し上げます。

〇議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

〇町長（三村） 民法議員の二つの御質問、「地方創生」と「筆の里工房周辺の公園整備等」についてお答えいたします。

まず、1番目の地方創生についての御質問でございますが、我が国では、三大都市圏に総人口の6割近くが集中し、中でも首都圏には3割近い、約3,600万人の方が住んでおられます。首都圏への資本や労働力の集中は国の経済成長に必要でございますが、それが過度に進んだ今、地方の衰退が加速度的に総人口を減少させ、国全体の活力が損なわれるのではと危惧されております。

このため、政府は昨年、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国や地方公共団体と国民とが問題意識を共有し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京一極集中を是正するなど、危機感を持って人口減少の克服と地方創生に取り組むこととされたところでございます。この法律に基づき、地方創生に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するため、地方公共団体に策定が求められました「総合戦略」については、平成27年度中の策定を予定しております。

なお、詳細につきましては、副町長から答弁をさせます。

次に、2番目の「筆の里工房周辺の公園整備等について」の御質問でございますが、筆の里工房周辺につきましては、町内外の人々との交流促進を図るエリアとして、熊野町都市計画マスタープランに、魅力ある交流、観光拠点づくりを推進するよう位置づけられております。また、先ほど私が申し上げました熊野版の総合戦略、この中においても筆の里工房周辺の開発、非常に重要な位置づけでございます。

このことから、現在進めている熊野団地内の都市再生整備計画事業に目途がついた時期に、住民の要望、財政的事情等を鑑みながら事業計画を検討する必要があると考えております。

なお、詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

○議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 民法議員の「地方創生について」の詳細についてお答えいたします。

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき市町村が定める総合戦略は、地方創生に関し、国や都道府県との適切な役割分担のもと、地域の実情や人口の将来展望などを踏まえ、自主的な施策を推進する上での基本計画に位置づけられるものでございます。

策定スケジュールでございますが、昨年末に定められた国の総合戦略のほか、今後定められる広島県の総合戦略の内容を勘案し、平成27年度中に定めることとしております。

次に、総合戦略の主眼でございますが、法の基本理念として、住民が個性豊かで魅力ある地域社会において、潤いのある豊かな生活を営むことができる環境の整備、日常生活や社会生活を営む基盤となるサービスの提供の確保、結婚、出産又は育児についての希望が持て、仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備、地域の特性を活かした、魅力ある就業の機会の創出といったことが掲げられておりますので、総合戦略としての取り組みは、これらを基軸に据えるべきものと考えております。

なお、こうした取り組みは、平成23年に策定した第5次熊野町総合計画の基本構想で掲げた政策目標に合致するところでございますので、総合戦略の策定作業は、時を同じくして策定する後期基本計画と一体的に実施することといたしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 民法議員の「筆の里工房周辺の公園整備等について」の詳細についてお答えします。

本年度から事業実施しています熊野団地内の都市再生整備計画事業において、新年度は新西公民館に併設して大型遊具を設置する予定です。また、筆の里工房周辺の赤穂峠や城山については、平成25年度に県の補助金による森づくり事業を活用して、雑木の伐採や間伐、勾配のきつい箇所については階段の設置等を行い、山道整備を進めてまいりました。

この山道には、地元のボランティア団体により案内板を設置していただいております、筆

の里工房は、登山者の休憩の場所となっています。筆の里工房周辺に公園、トイレ等を整備すれば、登山者や観光客にとって魅力ある観光交流拠点となるものと考えます。

今後の里山林遊歩道整備につきましては、地元ボランティア団体等と連携を図りながら、町のホームページ等で整備状況等を広報し、登山による健康の維持、増進につながる親しみやすい里山として、多くの方々に利用していただければと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） いろいろと詳細な御説明をいただきまして、本当にありがとうございました。細かく何点か聞こうと思ったんですが、ちょっと1点だけお聞きしたいと思いません。

後期基本計画総合戦略も短期間の計画であろうと思いますが、ぜひ将来を見据え、熊野町の創生に向けた展望と道筋を示していただきたいと思えます。

将来の展望という点で、人口についてお尋ねいたします。町長の答弁にもございましたが、地方創生には人口減少の克服といった大きな課題がありますが、本町の人口の将来の見込みについては、どのように考えておられるか。1点だけ聞かせてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 宗條企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 地方公共団体におきます総合戦略でございますが、これは人口の将来展望を示す人口ビジョンとセットで策定するということになっております。したがって、お尋ねの人口の将来見込みでございますが、今後、現状の分析を踏まえまして、将来の目指すべき方向でありますとか、人口の将来展望につきまして、この熊野町人口ビジョンの中で整理をしてまいりたいというふうに思っております。

国でございますが、現在の総人口1億2,700万人が、2060年、45年後となるわけでございますが、約8,700万人になるということを見込んでおります。これを今後の地方創生の取り組みによりまして、1億人程度を確保するという目標を国として掲げております。本町におきましては、15年後、2030年でございますが、人口が約2万人となる、こういった推計もございますので、こういった推計をもとに、今後

国の目標でありますとか、広島県が策定する人口ビジョン等を踏まえまして、目標とする人口水準など、本町における人口の将来展望の取りまとめを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 本町の人口の将来展望はなかなか厳しいものがあると感じておりますし、人口減少対策として短期に成果が出るといったような特効薬はないものと思っております。したがって、先ほど申しましたが、中・長期的な展望のもと、本町創生に向けた政策は、住民との共同によって元気のある、活力のある熊野とするため、若者がずっと住み続けられるよう、熊野町総合戦略を策定していただくことをお願いいたします。

次にまいります。筆の里工房周辺における公園整備計画についてでございますが、幾つかちょっとお聞きしたいんですが、本町は子育て世代の定住促進に力を入れ、子育て支援策は充実しています。ただ、町内には安心してゆっくり遊べる大きな公園がありません。先ほどの答弁の中に、現在実施中の熊野団地地区の土地再生整備計画事業にめどがついた時期に事業計画を検討するということですが、具体的な時期を教えてくださいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 事業の着手年度ということでございますが、現在、熊野団地における整備事業は、平成26年度から平成29年の4年間という計画で整備を進めてまいっております。したがって、都市再生整備計画事業が国土交通省の補助メニューに存続しておれば、平成29年度に基礎調査等を行い、平成30年度においては事業採択及び一部工事が実施できればというようなスケジュールで考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） わかりました。

続いて、団地地区同様都市再生整備計画事業で実施するというございですが、1日ゆっくりと過ごせる、これから桜の季節になります。花見とかいったところで、緒内の方は隣の焼山の水源地ですか、あこらとか瀬野川公園のほうへ行っとられるみたいなんです、そういった町民の家族、町民の憩いの場となるような公園計画は可能なのか。わかる範囲で教えていただきたい。

~~~~~  
○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~  
○建設部長（森本） 都市再生整備計画事業についてですが、事業内容のメニューが、若干ではありますが見直しが行われております。採択時におきまして、どのようなメニューになっているか、ちょっと現時点では把握できませんが、現在と同じというものを考えますと、十分に公園づくりは可能かと考えております。

それと、あと駐車場の整備、植栽、ちょっとした箱物等、できるのではないかなど。ですから、そのときの事業メニューに沿ったものを今後考えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~  
○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~  
○4番（民法） わかりました。筆の里工房の北側の公園整備だけではなく、周辺を含めた整備範囲、広さですね、どの程度と思われているのか。

~~~~~  
○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~  
○建設部長（森本） ちょっと基礎調査、基礎計画もまだ何も行っておりません。ただ、用地取得の問題もございします。現時点では何も決まっておりませんが、イメージ的には筆の里工房の北側周辺の公園整備等を行いながら、中溝の中学校下から上がってくる道等の景観もよくするような、中溝地域の経済の活性化ができるような事業にしたいなど。広さについては制限は余りございませぬので、どこまで取り込むかというのは、またお

金の問題といろいろあろうかと思いますが、事業計画をする段階におきましては、それが決定次第、全員協議会等において事業計画を議員の皆様にご説明をして、御意見を伺うというような機会を設けたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 先日、農業委員のほうであこらへ調査に入ったんですが、結構大きなスケールの公園というか、できると思うので、一つ思い切った公園整備をお願いしたいと思います。

次に、最近山ガールという言葉があるように、若い女性や中高年の登山ブームでございます。25年度に県の補助金を活用して、赤穂峠、また城山への遊歩道を整備されていますが、案内板の設置、散策マップの作成とかは、先ほど部長がやとられるという答弁をいただきましたのでよろしいです。

また、近隣市町との共同で、広域ルートを作成するなど、もっとPRをされてはどうかと思うんですが、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 案内板につきましては、先ほど申しましたとおりでございます。

散策マップの作成でございますが、これも森事業の中にそういうメニューがございます。それで事業が一段落して適当な時期に、町内の全ての散策道を網羅したものをつくってまいりたいと、今後取り組みたいというふうに考えております。

近隣の市町との連携ということでございますが、今、筆の里工房からゆるぎ観音を経由いたしまして、赤穂峠、いわゆる一本松、一本松と言うんですが、一本松まで、海田境まで上がりまして、城山沿いの尾根を東側に行っていただければ、海田町の運動公園がございますね。あそこまでの整備ができております。ですから、海田側から上がってこられる方もかなりおられると思いますので、現在、それが一番広域的なルートということになっております。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（馬上） 民法議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○4番（民法） いろいろとありがとうございます。

ちょっと最後にもう1点お聞きしますが、補助金を使って里山整備をしても、定期的に維持管理をしないとすぐに木や草が伸びてきます。常に歩きやすい道でないと人が来ません。健康増進のためのハイキングコースとしてPRし、多くの方に利用してもらえるような整備をすればいいと思いますが、そういった維持管理は、町は積極的に行っているのか、お聞きしたいと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（馬上） 森本建設部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○建設部長（森本） 広島森づくり事業を行う時点で、一応ボランティアの方が中心となりまして、整備は町で行いますが、今後の維持管理はボランティアで行ってくださいというふうな仕組みになっております。現在まで多数の散策道をつくりましたが、現時点でも地元のボランティアによってちゃんと管理をされておられるようです。

また、PRにつきましても、今後、散策道のマップをつくった上で、広報、インターネット等に積極的に広報活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（馬上） 民法議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○4番（民法） いろいろ御答弁ありがとうございます。

この週末からですか、片岡鶴太郎さんが筆の里工房へおいでになられます。また、町内外から多くの来客というか、方々が訪れるのではなからうかと思いますが、周辺にまた大きな公園ができれば、筆の里工房に来て駐車場など活用できる。またこれから季節もよくなりますと、先ほども言ったように、家族がゆっくりと花見などできるようなことで、大変にぎわうのではなからうかと思ひます。

本町におけるさらなる定住対策、また子育て世代の憩いの場として、住民の幅広い意見を取りまとめた公園整備計画を検討していただくことをお願い申し上げまして、質問

を終わりたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、民法議員の質問を終わります。

続いて、10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 10番、山野でございます。

2点について御質問いたしますので、御答弁のほうよろしくお願ひいたします。

1点目は、この12月の議会で質問し、議員発議も議決された小・中学校の施設総点検の実施予定とその結果。また、今後の改修の予定をお尋ねいたします。

今年に入って1月下旬に福山市の小学校でコンクリート片が落ちたのを受けて、広島市、廿日市市でも実態把握と安全対策が検討されたようですが、各施設の校舎、天井の緊急点検で半数以上の異常があったとの報告があったそうです。また、廿日市市でも約6割の学校で傷みなどの報告があり、目視点検だけではなく、打診で点検する必要があるといったようなことがございました。熊野町ではいかがだったのでしょうか。

2点目についてお尋ねいたします。今後、町内の人口減少をとめる政策を考えておられるのかお尋ねいたします。町長の施政方針の中にも、今後、5カ年の目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を示されておりました。先ほど民法議員の質問にもありましたけれども、本町における人口減少をどうとめるのかということをお尋ねいたします。

2040年には全国の市区町村で半数に消滅する可能性があると言われていると日本創成会議では言われておりますが、出産の中心年齢の20歳から39歳の女性が約30年後には半数になると言われ、その結果、自治体が消滅する可能性があるとの内容でした。そのためのアベノミクスは地方創生政策を打ち出し、平成27年度から5カ年での人口減対策として、地方はいろいろと具体策を考えるように、やる気のある、志の高い自治体には地方創生特区に指定するなどと言われております。熊野町におきましては、特に具体的なアイデアを検討されるのかお聞きしたいと思います。

以上、2点についてよろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。



町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 山野議員の二つの御質問のうち、1番目の「小・中学校各施設の総点検の実施について」の御質問は教育部長から、2番目の「人口減少をとめる政策について」の御質問は私からお答えいたします。

人口減少の克服と地方創生に取り組むため、政府は昨年、「まち・ひと・しごと創生法」を制定したところでございます。既に、地方では、長年にわたり少子高齢化や人口減少といった行政課題に向き合ってきたところですが、政府が地方創生を国家的な取り組みに位置づけたことは、意義深いものであると思っております。

地方創生のアイデアについての御質問でございますが、まずは、住民の皆様に住み続けていただけるよう、基本構想に基づく政策を着実に執行してまいります。また、本町は、距離的に見れば県西部の主要3都市への完全な通勤圏という好立地にあり、本町を取り巻く道路環境も、ここに来て大きく変化をしております。

したがって、若い世代の流出を減少させ、さらには、住宅地としての需要が高まるよう、都市間アクセスの一層の向上に努めるとともに、東京など大都市に出ていなくても就学や就業の機会が得られ、高度な都市機能や住民サービスが享受できる広域的な都市圏域づくりを連携して行う取り組みも推進してまいります。

さらに、本町の大きな地域資源である熊野筆を活用した観光の取り組みも強化いたします。交流人口の拡大は、産業や雇用を創出し、定住人口の増加へと結びつくような好循環が期待できます。このため、本定例会で御審議いただく補正予算において、海外での熊野筆ブランドを保護するための商標登録手数料の助成、観光推進や筆産業振興を図る町紹介ビデオの作成、また広島駅新幹線名店街や広島ブランドショップT A UにおけるPR事業など、地域創生のための新たな取り組みについて予算計上させていただいております。

また、俳優の石坂浩二氏から熊野筆文化大使への就任と町紹介ビデオへの出演について快諾をいただいております。絶大なPR効果をもって、本町の魅力を広く発信することができるものと期待しております。こうした取り組みを通じ、引き続き、定住・交流人口の拡大に向けて努めてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~○~~~~~  
○教育部長（藤森） 山野議員の「小・中学校各施設の総点検の実施について」の御質問
にお答えいたします。

12月議会において、老朽化した学校施設の整備促進を求める決議をいただきました。
教育委員会では、この決議を受けまして、引き続き町長部局とともに、今後取り組むべ
き学校の大規模改造計画の早急な策定に向けて努めているところでございます。

また、今年1月下旬に福山市の小学校でコンクリート片が落ちるという事件が発生い
たしました。熊野町におきましても、このような事態を重く見て、速やかに町内全ての
学校の最上階教室の天井裏の点検を実施いたしました。

点検結果といたしましては、第二小学校で雨漏りがしている教室の天井裏が湿ってい
るところがあること、第一小学校で天井裏のもくもう板が下がっているところがあるこ
とが確認されました。そのほかの学校につきましては、特に異常は見当たりませんでし
た。また、異常が見つかった2校につきましても、後日、町の開発指導課とともに現地
調査を行い、緊急性はないと確認したところでございます。

最後に、今後の修繕計画ですが、平成27年度には耐震改修の最後のものである熊野
中学校の南校舎の工事を行います。また、雨漏り等の対策といたしまして、第二小学校
南校舎屋上防水工事、第四小学校体育館屋根及び天井の改修工事の実施を予定しており
ます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~  
○10番（山野） 第一小学校、第二小学校の天井裏がやっぱり雨漏りがあったという、
これは緊急性がないということはどういうことなんですか。雨漏りがしてるから緊急に
直さないといけないんで、これが緊急じゃないというのはどういうことなのかなと思
います。できるだけ屋根のほうをどういうふうに、早期になさるのかどうかということも
ちゃんとお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 緊急性がないということではなくて、早期に直さなければいけないということではあるのですが、福山市のように、コンクリート片が剥落して落ちてしまうというふうな状況ではないというふうに御理解ください。

雨漏りの対策といたしましては、軽微なものは既に実施をしておりますが、第二小学校の南校舎の全面防水と、それから第四小学校の体育館の屋根の葺きかえは多大な費用を伴いますので、27年度予算で早期に対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） よろしくお願ひします。

27年度の予算が出てくるんですが、これは予算規模、あるいは工事の時期とかいったものはどうなっているんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 予算通過後にできるだけ早い時期に入札等に持っていきまして、夏休みまでには完了させたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） よろしくお願ひします。以前は、夏休みの最後の日曜日ですか、保護者と生徒で遊具の点検、あるいはペンキの塗りかえ、あるいは窓ガラスふき、周りの草刈りとかいうのをやっていたんですが、最近やってないのはこれは何か理由があるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○教育部次長（三村） 以前はP T Aの御協力でペンキの塗りかえ等を確かにやっておりました。最近、そのような形での教育委員会からの、また学校からの依頼という形を、以前からもとっていないのですが、P T Aの方針の中で奉仕作業というのは、現在は助成ですとか、泥上げとかいうふうな形での御協力をいただいているということで、遊具につきましては、業者のほうに定期的に点検をさせて、部品の取りかえ等につきましては、以前よりもかなり積極的にやらせていただいている状況でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（馬上） 山野議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○10番（山野） この前の点検に文教委員会が行ったときに、非常階段がもうさびて、穴があいてるとか、これは非常階段として使っていないんですよというような校長の話がありまして、非常階段は非常の時期に使わないというのはどういうことなのかなと思いますけれども。それなんかでもペンキ、あるいは早い時期に補修なりしておれば、そういう言われるような事態にならなかったのですけれども、その辺に関してはどうでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（馬上） 三村教育部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○教育部次長（三村） 先日、文教委員会で御視察をいただいたときに、非常階段等につきまして御意見を頂戴いたしまして、大変ありがとうございます。当然、非常階段でございますので、避難訓練の際には使用をしております。校長の説明が間違っていると思っております。

ただ、確かにさびが進んでいるところもございますので、そういうところにつきましては、早い時期に補強をさせていただき、ペンキ等の塗りかえに関しましては、全体の外壁等のこともありますので、軽微な補修という形で対応させていただく予定でございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（馬上） 山野議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（山野） 現場からそういう希望があった場合に、早い対処をしていただければ大きくならずに、早期発見、早期治療という、人間の体でも一緒ですけども、そういったことができると思います。学校の文科省の補助金制度ですかね、大規模改修なら半額出すけれども、そういう補修に対しては何もないというような、そういうこと自体もやはりおかしいと思うので、こういった面についても文科省のほうにしっかりと早い時期に補修ができるような補助金制度がつかれないものかどうか、ちょっとぜひ町のほうからでも頼んで、プッシュしていただければと思うんですけど、いかがでしょうか、町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 確かに補助金の対象にならないと苦しいのは間違いございません。やはり私の基本的には公共施設、学校もそうではありますが、20年たったらもう点検するということを心がけたいと思います。そういった方針で町民体育館の屋根も補修しましたし、筆の里工房も20年で屋根をつつくということにしております。過去の建物については確認になるんですが、今後は公共施設を建てる場合には、10年、あるいは20年、10年はまだ早いと思いますが、20年たてば補修をします。新しい新規の建物の建設を控えてでも、そういったことをしなくてはならないということを考えております。今後はそれを基本方針として、いろんな施設をつくるにしても、そういった方針でつくってまいります。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 山野議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（山野） よろしくお願いたします。

続きまして、人口減少につきましてですけども、具体的などというのはちょっと聞けなかったんですけども、結婚、出産、子育てというのは本当に非常に大事なことだと思っております。そのためにどうでしょうか、福祉課長さん。子育て包括支援センターという、子育て世代包括支援センターというのは全国で150カ所ほどあるそうです。

これは恐らく地方創生特区の指定を受けてらっしゃるんだと思うんですけども、こういったものを例えば不妊治療の全額補助といったことや、あるいは妊娠になったときの女性の不安、あるいは子育てに対する親の不安といったもの、そういったものを1カ所に行けば全部教えてくれる、そういったものがあれば、女性は安心してできると思うんですけども。

例えば、先日もちょっと聞いたところによると、熊野町では医療費は就学時前までは全額、入院、通院全部無料なんですけれども、あと中学校は全部お金が要るんでしょうというふうな、そういったことも知られないという。ホームページを見ればわかるかもしれないけれども、そういったことも。あるいは待機児童がゼロなんですよ。あるいは里帰り出産のときでも3カ月ぐらい見ますよといった、そういった情報が余りにも知られてないことが多いので、そこに行けば全部教えていただけるというようなこともできるのかなと思ったりしております。

また、先日、中国地方の地場銀行と行政とがアイデアを出し合って、いろんな手助けができるんじゃないかということで、例えば本町における指定銀行、金融機関においても、町内の行政と相談されまして、例えば町内に住む住宅ローンの、あるいは教育ローン、あるいは車のローンに対しては、少し安く利率で貸しましょうとか、そういったこと、具体的にね、そういった話なんかをなされれば、非常に皆さんの興味を引くというか、そういったものができるんじゃないかと思っております。

また、さっきの町長の話じゃないですけども、地元の雇用のためにも観光、熊野ブランド、あるいは観光資源、そういったものもしっかり利用されまして、安定した雇用が熊野町でもできるんだというようなことをPRされることも非常に大事だと思っております。

また、もう一つ、仮に三世代で同居するなら固定資産税を5年間免除しましょうというような、そういうわずかなことだと思うんですけども、そういうことで非常に目玉商品というか、そういったもので、それなら三世代で、介護も若い世代と一緒にやれるんじゃないか、あるいは子育てもおじいさん、おばあさんでやれるんじゃないかと、そうすると介護保険も要らなくなるだろうし、子育ての支援の不安も解消されるんじゃないかなというようなこともあるんですけども、この辺のことはまだ急に言ったので答えは返ってこないかもしれませんが、どうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） いろいろ大きなヒントをいただきました。やはり子ども・子育て世代を支援する体制、つくっていかねばならないと痛感しております。

まだ、交渉の段階ですが、来年度28年度ぐらいに、民生部・課内に子ども子育て支援課というのができないか。取り組んでいる市町村はありますので、そこに情報を一元化して、今言われた施策に取り組んでまいりたいと思います。

それから、三世帯が暮らす世帯の固定資産税の問題、これも取り組んでいる市町村もあります。これを全部取り入れるわけにはいかないんですが、そういった部署を新設して、そういったことを総合的に、やはり1年、2年で結果の出るものじゃないですね。やはり5年以上、5年から10年のスパンで物を考えていくということを考えると、やはりきちっとしたそういう拠点課をつくり、その中でいろいろ施策を展開するというのを現在考えております。27年中何もしないわけではないんですが、そういったことも検討に入れながら、将来の施策を展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~  
○10番（山野） 包括支援センターというのは介護保険包括支援センターというのがあるんですけども、やっぱり子育て世代包括支援センターというのもやっぱり要るんじゃないかなと思います。先ほどのアイデア、地方創生のためのアイデアのために、やっぱりそういう支援のプロジェクトを組まれることも大事だと思います。職員、あるいは町内の企業などからアイデアをしっかりといただいて、住みやすい、安心安全な町をつくらせていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 以上で山野議員の質問を終わります。

続いて、2番、片川議員の発言を許します。

片川議員。

○2番（片川） 2番、片川でございます。

通告に基づきまして、2点、教育施設についてお伺いいたしたい。長期間働きかけてきた施設営繕等についての考え方と、12月定例会において若干1人の議員の反対の中、ほかの全議員の賛同をいただき議決した、老朽化している教育施設の整備促進を求める決議を受けた上でのお考えをお伺いしたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 片川議員の「教育施設について」の御質問にお答えいたします。

基本的には先ほどの山野議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、詳細を教育部長から答弁させます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 片川議員の「教育施設について」の御質問にお答えいたします。

12月議会において、老朽化した教育施設の整備促進を求める議決をいただきました。教育委員会では、この議決を受けまして、引き続き町長部局とともに、今後取り組むべき学校の大規模改造計画の早急な策定に向けて努めているところでございます。

熊野町におきましては、平成27年度に予定しております熊野中学校南校舎の耐震改修工事をもって、耐震化率100%を達成いたします。学校施設の耐震化が進んできた一方、老朽化対策は十分に進んでおらず、改修・改築の需要が高まることが予想されます。今後、将来の財政状況も見通しつつ、老朽化した学校施設を効率的かつ効果的に整備していくことが必要になってまいります。

このため、施設の劣化状況や教育内容・方法への適応状況などを適切に把握するとともに、適時・適切な整備ができるよう改修の実施時期や規模を定めた中・長期的な整備計画を策定する予定でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○2番（片川） 答弁ありがとうございます。

今、藤森部長、今からしていくというようなことですかね。今、決議を受けた上で早急にしていかにゃならん。この4年間、何度か文教委員会でもお伺いしたことがございますし、教育委員会へ行って、どうなんですかという問いかけをするたびに、計画しておりますという答弁を、藤森部長、あなた自身からいただいておりますよね。

これについて、深く問えばごまかされてきた状況があるんですね。ですが、これを放置されとったとは申し上げませんが、問いかけをさせていただく都度、計画しております、ただ内容は言えません。今の答弁とちょっと違いますよね。どこまで把握しとられて、文教委員会で視察をさせていただくまでは把握をしとられんかったんですか。そのようなことも問うたことがございますが、学校のほうから要請があったことを把握して、計画して、前向きに検討しておりますということ。これは文字どおり、いつもどおり検討というのは考えてないということじゃったんですかね。その場しのぎのごまかしを言われたんでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 藤森教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（藤森） 今日申しましたように、大規模改修、大規模改造の計画というのはこれから整備していくということになります。ただ、毎年度修繕についても順次やってきたというふうに考えております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○2番（片川） やってこられたということなんですね。鉄というものは大体1年にコンマ1ミリ腐食が進むと言いますね。これを全部読み上げてもいいんですけど、116カ所、我々文教委員会で視察させていただいて116カ所。これざっと見させていただいたんですね。本来、本気で見させていただいたら2日、3日かかると思うんです。その中で、学校のほうにも大変御迷惑をおかけして、教育委員会のほうにも御足労いただいて、時間を短縮せというふうな空気も流れた中で、ざっと見た中で抜粋して116カ所

あるんですよ。

非常階段においては、第一小学校、第二小学校、第四小学校、東中学校。先ほど次長が答えられた非常階段を使っておりますということだったですね。山野先輩が言われた、学校サイドから、これ私は今日、ここに来るまで言うまあ思ったんです、さっき話が出たけえ言うんですが、非常階段は使えない状況、第一小学校は特にですね。そこの教頭さんが言われたことですよ。非常階段は使わないようにと申すります。

子供が落ちたらどうするんですかということを問いかけしました。柵をしてありますと。柵をしとるいうて、1階の部分を柵をしてあるんですね。元気のいい子は飛び越えられる高さです。1階部分は入れないという定義でしょう。2階、3階へ上がったら開放されとるんです。

南校舎の一部に至ってはきれいな非常階段ですよ。これは教頭先生の話によりますと、訓練をしてみて初めて気づいたことがございます。すき間があるから、子供が恐れておりたがらないんですねと。どうされるんですかといいますと、中の階段をおりるように指導しております。訓練はそうしとりますと言われられました。中で火災が起きて、延焼が起きたときはどうするんですかね。

私は言うまあ、言うまあ思うことをどうしても言わすようにされてんじやが、階段を使って訓練をされる。側げたと段板が外れとるんですよ。どうやって訓練されてるんですかね。落下するような状態ができ上がっているのに、訓練なんかできんと思いますよ。どうも答弁がおかしいなと思って先ほどから聞きよるんですけど。

それから、町長のこの間の定例会で、学校へ何度も行ってるから把握しておりますということを言われました。この116カ所を、我々がピックアップしただけの116カ所だけで、何カ所町長は知つとられますか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 全部は把握しておりません。それは見えません、私は。

ただ、町長になったときから、大規模改修はやりたかった。ただ、全国的に耐震化の問題、これは広島県が全部がおくれておった。それを先にやれということで、かなりの予算を使っておるんです。同時に大規模改修と耐震化は、町の財政規模からいってできません。これは御理解いただきたい。それはやってあげたいんですがね。

だから、今回、耐震化が終われば大規模改修に手をつけると。27年度も予算計上しています。これは額は入札の関係があって言えません。やってあげたいのはやまやまなんです。ただ、耐震化の予算を見てください。幾らかかるか、20億近くかかっている。それを同時に大規模改修をやったら、ほかの事業は全部ストップです。だから、我々は均衡を持ちながらやっています。教育委員会だけの責任ではないんですが、言われることはよくわかる。その点は理解していただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） おっしゃるとおりなんです。大規模改修なんか一遍にできるわけないです、耐震をしながら。じゃあ非常階段を直すのに、大規模改修は必要ですか。何カ所か段板が腐って外れてる部分を、1カ所、2カ所溶接するのに大規模改修の予算が要るんでしょうかね。考え方だろうと思うんですね。

おっしゃるとおりわかるとるんですよ、耐震をしっかりやっていただいとる、よその町より進んでやっていただいとる。これは感謝いたしておりますということは、この定例会で何遍か言わせていただいとると思うんですが、考え方ですよ。一遍に行かんのんですかね。それはもちろん今からこういう事態を受けて大規模改修を目指していくというのは非常にありがたいことなんです。今まで教育委員会も検討してきたよ、計画してきたよ言われる中で、なぜ一遍に大規模改修をせにゃいかんのですか。コンクリートの剥離がたくさんある。鉄部分が、手すりにおいてもさびとる。東中学校においては、ベランダに出るなということ指導しとるとか。非常階段というのはどういう定義であるんでしょうかね。それを一つ段板、2カ所、3カ所溶接するのに、大規模改修の予算が要りますか。その辺の視点をちょっと変えていただきたいなと思うんですね。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 大規模改修と、ただ非常階段を、これは構造部分がかかると思うんです、恐らく。建物の構造部分に、また建設部と教育委員会と協議しなければなりません、

やっぱりそういうところもあるので、かなりその階段だけ直せばいいというものではないと。もしそうならば、それは近いうちにやります。ただ、大規模改修とかなり重なる部分がありますので、そこは言われたとおり、危険なところは早急に点検させて、27年度は組んでおりませんが、28年度あたりは一番危険なところから実施してまいりたいと、そういう考えであります。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~〇~~~~~

○2番（片川） これまた詭弁なような気がするんですね。そりゃ町長が今言われたとおり、構造部分がかかわってくると言われるのであれば、それを把握しとられて言われているんですか。非常階段の段板が側げたから腐食して溶接部分が外れてるということに関して、これが各校二、三段ありますよと。その溶接部分が構造部分に必ずしもかかわるいう、ちゃんと調査された上で言うと言われてるんですかね。そこですよ。そこです。

だから、大規模改修で予算がかかる、それじゃあ教育委員会が、非常階段一つとっても、そういう報告を町長に上げてるんですかね。そこらはどうなんですか。今の非常階段、一つのことをお願いしたらそういう返答しか返ってこない。

どうなんですか。教育委員会は町長にどういう要請をされとってんですか。教育委員会は、しっかり毎年学校からの要請を受けた上で予算組みをするのに、町執行部に対してお願いするわけですね。それで予算のバランスをとるわけですよ。ちゃんとした報告ができてなかったら、今の状態だと町長に伝わってませんよ。ちゃんとした調査を実施した上で、ちゃんとした陳情をしない限り、予算なんか出るわけじゃないじゃないですか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~〇~~~~~

○教育部次長（三村） 先日、文教委員会で回っていただいたときの記録は、教育委員会の中で残して検討をしております。非常階段の溶接が必要な部分につきましては、簡易な溶接という形で既に準備をしているところでございます。

それから、学校の教頭が申しましたことにつきましては、当然ながら、学校で本当に火災が起きたときには、本階段の側で火災が起きた場合は非常階段を使わなければなり

ませんので、使っていないとは言いながら、使える状況には当然ございます。

ただ、常時開放しておきますと、手すり部分が低いとか、先ほどおっしゃいましたようにすき間があるとかいうふうなところは危険を伴いますので、そういうふうにしたものと考えております。早急に、かぎをかけてるわけではないんですが、閉鎖状態にしないでいいように、危険部分につきましては調査の上、対応させていただきます。

それと、改造につきましては、大規模改造の計画についてはつくったものがございしますが、今後は。大規模改造というのは、全部の躯体、それから内装、設備、全て含めて改造するというので、多大な費用がかかるものでございます。今後につきましては、部位改造という形、必要な部分の改造を視野に入れまして、開発指導課とともに効率的な改修ができるような計画に見直させていただくというふうに考えております。

また、町財政のほうでも、学校の修繕費につきましては予算をふやしていただいておりますので、学校施設安全点検員を中心に点検をした結果を早急に簡易修繕に反映できるような体制で臨ませていただきまして、116カ所の改善点、少しでも早く対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 当たり前の回答が返ってくるんですけど、それを何度お伺いしても同じ答えなんですよ。以前からお伺いしてる答えと、今の答弁も一緒でして、それをどのような実施の仕方を。漠然とあるじゃないですか。27年度、これ。28年度、これ。29年度、これ。これをやっていく上での、その中でも軽微な、今の修繕、これを前へ持ってきてこれを先にやろうじゃないかというような計画というのは、つくられんですか。つくっとります、つくっとりますいうて、いつもその答弁をいただいておりますけど、見えてこないですね。何ひとつ見えてこない。

このような調査をしまして、決議に持っていく、発議をするということが、町に対して圧力じゃいう反対を受けたわけなんですよ。それでも圧力じゃないんですよ。一人ずつ前へ進んでいただけるきっかけをつくりたいだけのことです。教育のまち宣言をされた熊野町において、学力は確かに上がってるんでしょう。心の教育、文化を継承して心の教育をする。そんなコンクリートがはがれ落ちたようなところで、雨漏りがして、

電気照明器具を外して、そこから机をよけて授業をしなければいけないような環境で、心の教育ができるんですかね。私は学がないですからね。教育のことにに関してそんな詳しくわかりませんが、せめてもうちょっと前向きな環境づくりというものはできるんじゃないかなと思うんですよ。それが一つも見えてこないんですね。いかがお考えでしょうかね、教育長。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） ただいまの片川議員の御指摘でございますが、本当に言われること、痛いほどわかります。現実問題、教育委員会という組織の問題等々もあろうと思います。といいますのが、弁解に聞こえたら困るんですが、教育委員会のスタッフの中に、いわゆるさっき言われたこの間も一緒に、議員さんと一緒に歩いていただいたんですが、今の階段の腐食している部分等は、これは素人目でもわかるんですが、いわゆる116カ所でかなりの部分はどのようにすればいいかというのが必ずしも見抜けてない部分があると思います。それと、ものを見たときに、これは危険であるという察知能力というのは、やはりこれは議員の持つておられる能力の中で、いわゆる例えば我々じゃったら見たというところが、内容まで見ていただいた結果だろうというように思います。

したがって、今後、何らかの大きなところは、大きなところというのは、教育委員会の中に施設課的な部署があるんでございます。例えばこの近辺であれば府中町であれば総務課、総務課がそこらの任に当たっておるんですが、現実、まだ今うちは生涯学習課と、そして学校教育課と二つで動いておって、その開発課と連携をとりながらやっていますが、開発課のほうも精いっぱいやっていただいておりますし、うちの職員も本当に申しわけないぐらい施設関係の維持管理に走り回っておって、学校からの要望に対して本気に取り組んでくれております。

そういった意味では、本当に銭金の問題なんで、現実の各課の枠組みと、いわゆるお金の問題で、総務課と町長部局と相談しておるんですが、とにかく言われるように、どこが悪くて、どこをどのように計画的にやらにゃいけんというのは、我々の危機管理意識をもう少し高めながら、今後進めてまいりたいというふうに思っております。本当に御指摘ありがとうございます。

〇議長（馬上） 片川議員。

〇2番（片川） ぼちぼちやめえやというようなあれじゃったんですが、最後。まだもうちょつと言わせてもらにゃいかんのです。

教育長、おっしゃるとおりなんです。施設課等とか、専門担当職員等とか一生懸命やったださつとるのは私もようわかります。わかりませんが手が足りてない。前回の定例会でも言わせていただきましたが、その専門の職員を町長、少し考えてみてくださいということをお願いしたんですが、そこをまた予算がないということで、前へ進みそうにないんですけどね。

それに関連して、先ほど山野先輩の質問の中で、三村次長の答弁のあった中で、第二小学校の今の天井、防水工事をするとということですね。防水工事をして、県内であったようなコンクリートの剥離の落下の危険性がないのかということに関して、緊急性はないという回答だったんですね。これはどういう検査をなさったんでしょうかね。

〇議長（馬上） 三村教育部次長。

〇教育部次長（三村） 第二小学校南校舎につきましては、おっしゃるとおり恒常的な雨漏りをとめることはできておりません。雨が降るたびに防水の裏側に水が回って、天井が湿ってきている状況でございます。当然、天井裏が湿っている状況の場合には、鉄筋の爆裂等の可能性があります。当然、天井裏をはがして打刻検査を行っております、幸い、その爆裂状況を確認している状況にはございません。

ただ、雨が降ると・・・ものが1カ所、2カ所に集中して落ちているということで、天井を板を外し、漏電の危険性があるために照明器具を外して、子供たちに不自由をかけております。ここは最大限、急いでやらなければならないところというふうに認識もしておりますし、常時、その危険性について、漏電も含めて学校のほうとともに見守りをしている状況でございます。

また、天井をはがしておりますので、目視でもその点検もできますので、ふさいでいる状況ではございませんので、剥離しそうなところがありましたら、すぐにでも対応できる体制ということで、学校と協力しながら行っているような状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 要するに、打撃を与えてたたいて検査をしたということですよね。

長期間にわたって浸水をしとるということは、鉄筋がいつはじくかわかりませんよね。そういった状況で、それこそ予算がかかるわけですが、そこまで放置しとったものであれば、非破壊検査でもすればいいようなもんですけれども、もちろんそれは無理でしょうね、予算的にね。

ただ、いつコンクリートが剥離して落下するかわからないような状態であることは間違いないですね。それに基づいて、天井をはいでいつでも目視できるような状態と。あの教室は使ってないんですか。子供たちはいるんでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 常時、子供がおる時間は教室は使っております。ですので、先日の調査のときには子供のいない時間帯で対応させていただいておりますし、懐中電灯でのぞける状況ということでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） そこがおかしいと思うんです。検査のときに子供はいない。じゃあ、検査のときじゃないと落下しないんですかね。何ではいだもんまで目視でできる状態にしておいて、子供たちをその下におらすのか。そこらは危機管理がちょっとおかしいんじゃないかなと。

そりゃ天井を・・・おるわけですから、ひよっと落下するかもわからんとくにコンパネをはりつけておくとか、今の・・・のようなすぐ穴があくようなもんじゃないですから、コンパネのようなものを張りつけとくとかいうようなことで、まだ使わせとるいうならまだあれですが、目視できる状態にあるということは、落ちてくりゃいきなり落ちてくるわけですよ。これはちょっと危機管理がおかしいんじゃないかなと。今の一言に



全部あらわれてるんですよ、長年の学校に対する、施設に対する考え方がですね。もうちょっとどうなのかな、町長さんが予算がないからえっと見るな、教育委員会が余り言う教育予算が減らされるけえ、余り言わんとおれいう形になってるのか。もうちょっと子供たちの環境を真剣に考えてやってほしいなと、そう思います。

これはいいです。いいですが、それに基づいて、今教育長が言われたとおりですよ。町長にちょっとお伺いしますが、前回だったと思うんですけど、定例会で相談というか、投げかけをさせていただいた、施設課。もしくは予算がかかるようであれば、どこかの企業を引退されたような専門職員、これを雇い入れるとか、何らかの開発指導課のフォローになるような部署を考えていただけんかなというようなところではありますが、町長に最後にお聞きする前に、建設部長にお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 予算があればぜひということなのですが、我々も営繕、特殊な事業でございます。やっぱり専門家がおられないとなかなか不便な面もございますが、今、我々も先日申し上げたんですが、一生懸命自分たちの技術を磨くということで、建設部におきましていろいろな努力を重ねております。正直申し上げますが、もし予算があれば、そのような方に来ていただくのも一つの手かなというふうには感じております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今、建設部長が言ったとおりでございまして、営繕のちょっと補佐をする立場の人を雇う、こういったことも必要だと思います。

ですが、やはり全体を考えますと、さっき申し上げた子育て支援課と、こういったプロパーも必要です。それから、午前中、施政方針で申し上げましたが、防災に対する今の体制も弱い、総務課が兼務している状態です。これも本当はプロパーが欲しい。こういうことがございますので、ほんと予算があればあと四つか五つは専門員を置きたいんですが、そこまで言えません。片川議員が言われたそういう営繕関係の方も視野に入れますので、予算的に、財政的に均衡を図りながらやらせていただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） ありがとうございます。

非常階段、特に危ないだろうと思います。コンクリートの剥離と、もちろん防水関係、雨漏りによってコンクリートが侵食してというようなことが一番重大な被害を生みはせんかなと思います。もう一つ、防火用の非常ドアの根元が腐っておるようなところもありまして、多々ございます。

いろいろな考え方もございましょうし、いろいろな予算組みもございましょうけど、もうちょっと事故が起きてからは遅いわけですから、事故が起きる前に、教育委員会も声を大にして上げていただいて、それに対して町長もしっかり前向きに検討していただきたい、そして実行していただきたいことをお願いして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で片川議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時30分からとします。

（休憩 3時13分）

（再開 3時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第6、議案第1号、熊野町地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第1号、熊野町地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例案につきましては、

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、町において地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める必要が生じたことから、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、福祉課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） それでは、議案第1号、熊野町地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

1の趣旨でございますが、地域包括支援センターは、平成18年から介護保険法の規定により設置され、介護保険法施行規則の基準に基づき運営しておりますが、第3次地方分権一括法に基づく介護保険法の一部改正により、市町村が条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するものです。

次に、2の基準の分類ですが、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に分類され、厚生労働省令で定める基準としては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び員数は従うべき基準に、その他は参酌すべき基準とされております。

4の条例の概要ですが、まず（1）の職員の員数ですが、介護保険法施行規則に従い、第1号被保険者の人数に応じて、①と②に記載しておりますよう、ア・イ・ウの各職種を配置することとしております。本町の場合は、第1号被保険者数が、昨年12月末現在で7,906人であり、人口規模から、①の規定を準用します。

（2）は、運営に関する規定ですが、国の基準を参酌した内容となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 今まで包括支援センターというのは各施設、二つの施設に置かれていたと思うんですけども、それはその職員が兼務をされてたんですが、これは新たに3人の人を置くということは、町独自で抱えるというか、そういう形を庁舎内で行くということなのではないでしょうか。その辺を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） ここに示しております地域包括支援センター、現在も平成18年から町直営で福祉課の中に置いております。現在、3専門職、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士1名ずつ。事務所が福祉課の高齢者福祉グループと一緒におりますので、あえてセンターというふうにちょっとわかりづらいと思います。

町内2カ所をお願いしているのは、包括支援センターの総合相談を行う地域の窓口、いわゆるランチというもので、町内2カ所、社会福祉法人成城会と医療法人社団の古川医院、2カ所に委託運営をしているもので、この地域包括支援センターとは別のものになります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） では、新たに作るんじゃなくて、今のままを継続することなんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 現在あるものをそのまま継続して、条例でその指定基準を、今までは国の基準にのっとったものを町の条例で定めたというものでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第1号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第7、議案第2号、熊野町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第2号、熊野町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第2号条例案につきましては「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、町において指定介護予防支援等に従事する従事者等に係る基準及び事業の運営に関する基準等を定める必要が生じたことから、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、福祉課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） それでは、議案第2号、熊野町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する

基準を定める条例案の詳細について、御説明申し上げます。

資料2をごらんください。

1の趣旨ですが、介護保険法の改正により、平成18年から、厚生労働省令に基づき、要支援1及び2の認定者の介護予防プラン作成である指定介護予防支援を地域包括支援センターが担っておりますが、第3次地方分権一括法に基づき介護保険法が改正され、当該事業所の運営等の基準の規定について、市町村が条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するものです。

3の厚生労働省令で定める基準としては、従業者に係る基準及び従業者の員数等は従うべき基準に、その他については、参酌すべき基準とされております。

条例の概要ですが、3ページから5ページにかけて記載しておりますが、従業員の員数や管理者の設置等は厚生労働省令に従い、また、参酌すべき基準のその他の項目についても、現行の厚生労働省令基準で支障なく運営されていることから、厚生労働省令に準じたものとなっております。

町としましては、この基準に従い、事業所に対する実地指導を行い、また、6年ごとの更新指定を適正に行うなど、介護保険の適正な運営に努めてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） さっきの分もそうですけれども、今回も第3次地方分権による条例の制定と考えていいんですね。そして、もっとこの条例に当てはまる施設とか何かあるのであれば、教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 第3次地方分権一括法に基づく条例委任による条例制定です。

この施設に該当する事業所は、現在も、先ほどの地域包括支援センターですね、町直営で置いております福祉課の中にあります地域包括支援センターが、要は包括支援セン

ターが二枚看板で事業を行っております。一つは先ほどの議案1でお示ししました総合相談ですとか、権利擁護の事業を行う包括支援センター、それと介護保険法の要支援1、2のプランを作成する事業所も、どこの全国市町もですが、地域包括支援センターでしかできないということになっておりますので、二枚看板で行っておりますので、この議案第2号の該当する事業所は、熊野町地域包括支援センターということになります。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） これより日程第8、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育長の職位が現在の一般職から特別職へ変更となることに伴い、当該条例に教育長の給与に関する規定を加え、あわせて、これまで教育長の給与の支払い根拠であった

「教育長の給与支給並びに勤務条件に関する条例」を廃止するものでございます。

なお、教育長の給与月額に変更はございません。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第9、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、まず1点目の改正内容としまして、嘱託職員が自動車等の交通用具により通勤する場合に、その通勤手当相当分を費用弁償として支給する旨の規定を第3条に追加するものでございます。

2点目としましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、教育委員会に委員長の職位がなくなることから、別表において、これに伴う所要の改正



を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第10、議案第5号、熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第5号、熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、教育委員会に委員長の職位がなくなることから、これに伴う所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) これより日程第11、議案第6号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第6号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案につきましては、これまで委員会の書記を1人と限定しておりましたが、他の委員会における書記に関する規定と同様に人数を限定しないことにより、事務の増加等への対応を柔軟に行えるよう所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第12、議案第7号、熊野町行政手続条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第7号、熊野町行政手続条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町行政手続条例の一部を改正する条例案につきましては、国において「行政手続法」が改正されたことに伴う改正でございます。

法改正の内容といたしましては、行政機関が業者等に対して行政指導する際には、その根拠法等の明示を義務化したこと。行った行政指導が適法でないと業者等が思慮する場合には、その中止を求められること。業者等の法令違反を発見した者が、行政機関に対して、その業者等に対する処分等の執行を求められること。以上の3点でございます。

この法改正を踏まえ、同様の趣旨で制定している町の条例においても、これに準じた所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第13、議案第8号、熊野町立保育所条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第8号、熊野町立保育所条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町立保育所条例の一部を改正する条例案につきましては、熊野町立保育所条例は、町立の保育所について定めたものでございますが、平成24年に「子ども・子育て支援法」等が施行され、保育の実施基準については子ども・子育て支援法で定められたことや、保育に要する費用等の規定が改正されたことから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、民生部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 議案第8号、熊野町立保育所条例の一部改正等の詳細について、説明をいたします。

資料8をお開きください。

まず、1の趣旨ですが、本年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートするに当たり、「子ども・子育て関連3法」等において「児童福祉法」が改正されたことに伴い、熊野町立保育所条例を一部改正し、保育所設置や入所の承諾等の規定について整

備するとともに、附則において、保育に欠ける事由について定める「熊野町保育の実施に関する条例」を廃止するものでございます。

次に、2の主な改正の内容です。

(1) 熊野町立保育所条例の一部改正ですが、第1条の設置について、「乳幼児の保育を実施し、その健全な育成を図る。」という文言を、「保育を必要とする乳児又は幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う。」に改めます。

第4条の入所児童について、保育所の入所要件である乳幼児を保育することができないと認められる要件となる実施基準が、「子ども・子育て支援法施行規則」第1条に定められたことから、この条項を削除することとし、あわせて(2)に記載のとおり、「熊野町保育の実施に関する条例」を廃止することを附則において定めるものでございます。

なお、現行の「熊野町の保育の実施に関する条例」と本年4月から施行される「子ども・子育て支援法施行規則」における入所基準の比較については、資料の23ページに記載しております。

本町では、これまで、月30時間以上の就労を保育に欠ける要件としておりましたが、新法では1月48時間から64時間までの範囲内で市町村が定めることとなったため、1月48時間以上の就労を下限としております。

第6条の保育料については、保育料の根拠規程が「児童福祉法」から「子ども・子育て支援法」に改められたため、見出しを「保育に要する費用等」に改めるとともに、所要の文言を整理するものでございます。

最後に、この条例の施行期日を平成27年4月1日といたします。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) これより日程第14、議案第9号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第9号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、まず1点目の改正内容としまして、高齢化が進展し、要介護認定申請者が増加したことに伴い、要介護認定審査会の開催回数をふやすため、委員の定数を引き上げること。2点目としまして、第1号被保険者から納付していただく保険料の3年に一度の見直しの時期であり、来年度から3年間の保険料額を定める必要があること。3点目としまして、介護保険制度が改正され、予防給付の一部が市町事業へ移行されることに伴い、町条例でその実施について規定する必要があること。

以上について、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、福祉課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長(加島) それでは、議案第9号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

資料9をごらんください。

まず、介護認定審査会委員の定数の増員についてですが、現在、5人の委員で構成さ

れる合議体を三つ設け、月3回の審査会において審査しておりますが、申請件数の増加に対応するため、合議体を四つ設け、委員を15人から20人へ増員するものです。

次の、第6期介護保険料についてですが、階層区分を現在の8段階から10段階に見直し、階層区分ごとの介護保険料を表に示している額とするものです。第5段階の基準額ベースで、年額6万8,355円で、第5期と比較しますと、1,401円の増額となります。

26ページをお願いいたします。

低所得者に対する軽減措置ですが、消費税増税を財源とした公費が投入され、低所得者の第1段階の保険料が軽減されます。平成27年度には、基準額に対する負担割合を、0.50から0.45へと、5%軽減します。

3点目の、介護予防・日常生活総合支援事業の実施猶予についてですが、この事業は、いわゆる要支援のサービスが市町事業になるというもので、平成27年4月施行が難しい場合は、実施猶予について条例で定めることとされており、実施時期である平成28年度まで猶予するものです。

平成28年度の事業開始に向け、従来の訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を現行相当として移行し、住民など多様な主体が参画するサービスを充実させるなど、適切な移行に向け準備を進めてまいります。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第9号については原案のとおり可決

されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） お諮りいたします。これより日程第15、議案第10号、熊野町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について及び、日程第16、議案第11号、熊野町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって日程第15、議案第10号及び、日程第16、議案第11号を一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第15、議案第10号及び、日程第16、議案第11号を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第10号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第11号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、関連する内容でございますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議案第10号及び議案第11号につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関連する条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、福祉課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） それでは、議案第10号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の

人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第11号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

資料10をごらんください。

趣旨ですが、平成25年3月に、熊野町が指定権限を持っている地域密着型サービスの人員や設備及び運営に関する基準条例を定め運用しておりましたが、このたび、国の基準である介護保険法施行規則などが見直されたため、条例の一部を改正するものです。

議案第10号は、要介護1から5の認定者が利用するこのサービスに係る条例の一部改正であり、議案第11号は、要支援1及び2の認定者が利用するこのサービスに係る条例の一部改正です。

次に、基準ですが、三つの基準に分類され、3に示した内容となっております。

改正の主な内容ですが、31ページから33ページにかけ掲載しておりますが、現在、熊野町が指定しているサービスについて御説明します。

32ページの一番上に掲載しております、小規模多機能型居宅介護ですが、現在3事業所を指定しております。主な改正内容は、登録定員を25人から29人以下に、それにあわせて通いのサービスの利用定員を見直しております。上から三つ目の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）ですが、現在、2事業所を指定しておりますが、指定時に認めるユニット数を、現在の1または2ユニットから、事情がある場合は3ユニットまで認めるとしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 認知症の状態ですね、随分課題が大きいようでございまして、医療のほうの研究も進んでおるようには聞くんですが、まだ医療よりも現状のほうが進行が早いようでございます。熊野で認知症のこの判定の仕方ですね。現状、その判定でどのぐらいいっしょるか。今わかれば、わからなければ後で結構ですが、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 認知症と判定するには非常に難しいところがございますので、今、熊野町が持っているデータは、介護保険の申請をしていただいたときに、調査員の調査とかかりつけのお医者さんの意見書とでもって判定をしておりますが、その中で認知症の自立度というものを記載してもらうようにしております。その中でも認知症の基準が2A以上というところでの数字でございます。平成26年3月末で、要介護認定者がこのとき1,048人でしたが、認知症高齢者が642人、全高齢者に占める割合としたら8.38%の方が認知症というふうに、これは介護保険の申請のみですので、申請以外に認知症の方はたくさんいらっしゃいますので、そのあたりの数字は、申しわけございませんが、ちょっと把握はしておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） これも高齢化社会といいますか、医療の進歩というものと両輪で進んでくる問題だと思うんですが、せんだっても、睡眠ということで国際大学の先生の御講演もあったようでございまして、また認知症予防ということでいろいろな研究が進んでおるようでございます。

国際大学との連携も非常に大事になる、要は研究者ですね。心理学もあるし、脳学者の研究も同時的に必要になってくるんだろうと思うんですが、私も感じるのに、やっぱり人と話す。足し算引き算をしてみるとか、やっぱり人との触れ合いというのが非常に大事な要素が出てくるんだろうと思うんです。

ある意味では犯罪にもこの認知症が、若年性認知症じゃないですけど、かかわってくるケースも出てきとるのではないかなと。ある意味では自分の世界だけに入ってるというところになるんだろうと思うんですが。

国際大学との連携などの様子はいかがでございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

○民生部長（清代） 現在、国際大学との連携ということですが、今、介護予防で「ゆらっとくま〜」のリハビリ体操というものもやっておりますが、ここらあたりのリーダー養成のためにカリキュラムであったり、先ほど議員も申されました認知症について簡単なテストといたしますか、機械でそういう心配があるんじゃないかなろうかというスクリーニングであったりとか、そういういろんな事業のところでかかわっていただいております。

今後も、健康増進も含めて連携を深めていきながら、また地域分析もしてもらいたいというふうにも考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 人口問題は、要は出産可能年齢の問題もあるんですが、実は人口構成の問題が大きな問題なんですね。基本的には年をとるほど認知症になる傾向が高くなる、病気になる。この人口構成さえ正しければドイツであり、6,000万、7,000万でも国は自立してやっていける状態も維持できるわけでございます。

ちょうどこれが10年、20年で非常に厳しい日本の現実だと思います。その中で地域としてやっていけど、法律もどんどん下へおりてきております。このあたりは議員とも、町の行政と連携して、一人でも健全な形で尊厳死をされるといいますか、一生を全うできるような、こういう町に住みたいなど、これも地域創生の一つになるんじゃないかなと思います。

熊野で老後を過ごして、本当にいい町だったと。そのかわり当然、費用負担とか所得、税金のほうもお願いせないけんわけですが、そのための手法の一つにもなろうかと思えますんで、ぜひ大学と連携しながら、自然豊かで、また環境のよさも、教育のよさもPRしながら、前向きに考えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 高齢者の方がやはり地域で過ごす、介護保険でも在宅ということを言われております。やはりそれには地域での見守りであったり、そういったコミュニティーであったり、いろんなものが大切になってくると思います。

現在、地域包括ケアということで取り組んでおりますが、そういう住居であったり、やはりふだん生活する上での支援、いきいき生活応援店等もやっておりますが、そういったものも含めて、総合的に考えていきたいと考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

続いて議案第11号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第11号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第17、議案第12号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第12号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、道路法施行令の改正に伴い、国の道路占用料の単価が見直されたことから、これとの整合性を図る

ため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、資料の75ページ、資料11により御説明いたします。

平成26年4月1日に道路法施行令が、道路占用料の算定の基礎となる地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映するため改正されました。これにより本町に該当する国の占用料の単価が見直されたことから、今回75ページの新旧対照表のとおり、町条例の別表を改正いたします。

主なものは、電柱につきましては、第1種電柱1本につきこれまで年額460円でしたが、改正後は430円に、第2種は700円を660円に、第3種は950円を900円に、また、電話柱につきましても、第1種電話柱は1本につき410円を390円に、第2種は650円を620円に、第3種は900円を850円に改正いたします。

さらに、75ページの中ほどから次のページにかけての地下埋設管類についても、外径0.07メートル未満のものから1メートル以上のものまでそれぞれの区分に応じ、長さ1メートルにつき年額17円から490円を、改正後は16円から460円にそれぞれの占用料単価を改正するものでございます。

今回の改正では全体的に引き下げとなっておりますが、76ページの中ほどの「祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」以降、一時的に占用するものについては引き上げとなっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山吹議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（山吹） 資料の75ページなんですけど、広告塔は、これを見るのに990円から

1,900円になっているんですが、どういうことですかね。資料の75ページを見て
ください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） これは値上がりということです。76ページの中段以降、この部
分だけが済みません、上がってます。

済みません、ちょっと確認がとれてないんですけれども、もしかすると900円に値
下がりをするかもわかりません。済みません、もしかしたら間違っているかもわかり
ません。また後ほど。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。本案については、原案のとおり決するこ  
とに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第12号については原案のとおり可  
決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第18、議案第13号、町道の路線認定についてを議題と
いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第13号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上  
げます。

町道の路線認定につきましては、堂ヶ迫2号線を道路法の規定に基づき、町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 町道の路線認定につきまして、資料の79ページ、資料12により説明いたします。

場所につきましては、81ページに路線一覧図を、また、路線の詳細につきましては、82ページに位置図、83ページに公図を添付しておりますので、御参照ください。

それでは79ページ、路線認定一覧表をごらんください。今回認定する路線は、路線番号700、堂ヶ迫2号線の1路線です。延長は36.8メートル、幅員6メートルで、起点は、呉地一丁目1095番3地先、終点が1095番7地先です。

この路線は、建築基準法に基づく道路位置指定により施行された道路で、既に町で寄附を受けているものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

久保隅議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（久保隅） ちょっと聞いてみるんですが、この道路図面を見るとどん突きのようじゃけど、大体Uターンができる場所がどうしても要るいうのを聞いちゃったんじゃが、どういう関係で、道路幅によってあれはいいんですかね。どん突きでカーブ、Uターンがないということは、道路幅があればどん突きでもええということ。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 今、議員おっしゃいましたとおり、幅員が4メートル以下のもので

あれば35メートルを仕切ればそこで転回所が必要となります。この路線は幅員6メートルということでかなり広くございますので、その必要はございません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会とし、あす午前9時30分から会議を開くことにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議ないものと認めます。

よって、本日は延会とし、明日、午前9時30分から会議を開くことと決し、これをもって延会といたします。

御苦労さまでございました。

（延会 16時25分）